

第 10 期中央教育審議会大学分科会
法科大学院等特別委員会委員名簿

委員：平成 31 年 2 月 15 日発令
臨時委員：平成 31 年 2 月 1 日発令
専門委員：令和元年 6 月 4 日発令
※丸山委員：令和 2 年 1 月 31 日発令
※富所委員：令和 2 年 7 月 3 日発令

(委員) 2 名

有 信 睦 弘 東京大学未来ビジョン研究センター特任教授
東京大学大学執行役・副学長
清 原 慶 子 杏林大学客員教授
ルーテル学院大学学事顧問・客員教授

(臨時委員) 1 名

土 井 真 一 京都大学大学院法学研究科教授

(専門委員) 20 名

井 上 由 理 出光興産(株) 上席執行役員
大 澤 裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授
大 貫 裕 之 中央大学常任理事・法務研究科教授
加 賀 讓 治 創価大学法学部教授
菊 間 千 乃 弁護士
北 居 功 慶應義塾大学大学院法務研究科委員長
木 村 光 江 東京都立大学 法科大学院教授
久保野 恵美子 東北大学大学院法学研究科教授
酒 井 圭 弁護士
潮 見 佳 男 京都大学副学長、大学院法学研究科教授
染 谷 武 宣 司法研修所事務局長
高 橋 真 弓 一橋大学大学院法学研究科准教授
富 所 浩 介 読売新聞東京本社論説副委員長
中 川 丈 久 神戸大学大学院法学研究科教授
松 下 淳 一 東京大学大学院法学政治学研究科教授
丸 島 俊 介 弁護士
丸 山 嘉 代 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
水 島 郁 子 大阪大学大学院高等司法研究科教授
山野目 章 夫 早稲田大学大学院法務研究科教授
山 本 和 彦 一橋大学大学院法学研究科法曹養成専攻長

計 23 名
令和 2 年 7 月 7 日時点

事務連絡
令和2年6月22日

法科大学院を置く国公立大学事務局
法科大学院認証評価を実施する認証評価機関

御中

文部科学省高等教育局専門教育課

法科大学院教育における認証評価充実の方向性、定量的な数値目標
及び在学中受験資格の導入に伴うカリキュラム等の工夫例について

平素より法科大学院教育の振興に御尽力いただきありがとうございます。

今般、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（以下「特別委員会」という。）において、①「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価充実の方向性について」（令和2年6月17日）が取りまとめられました。また、特別委員会の議論も踏まえつつ、文部科学省において、②「法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）」及び③「在学中受験資格の導入に伴うカリキュラム等の工夫例」を取りまとめました。

各法科大学院においては、①について、今後の認証評価充実の方向性として御承知置きいただくとともに、②について、自大学としての数値目標の設定の際に御参照ください。また、③については、令和5年以降の在学中受験資格導入に対応できるよう、令和3年度（未修者）以降のカリキュラム編成の検討に当たり御参照ください。

各認証評価機関においては、今後の法科大学院の認証評価の検討に当たって、今般特別委員会が示した方向性（①）を十分に踏まえるよう、お願いいたします。その際、今回お示しする政府の定量的な数値目標（②）を御参照いただくとともに、在学中受験資格の導入に伴う各法科大学院による創意工夫（③）が進展するよう、評価の工夫をお願いいたします。

【別添1】法科大学院制度改革を踏まえた認証評価充実の方向性について…①

【別添2】法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）…②

【別添3】在学中受験資格の導入に伴うカリキュラム等の工夫例…③

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室
法科大学院係／法学教育担当 畑生，小林，杉里

TEL：03-5253-4111（内線3349）

Mail：sen-ps@mext.go.jp

法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について

令和2年6月17日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院等特別委員会

1. 背景

本委員会による「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性（平成30年3月13日）」を踏まえ、法科大学院教育の充実や法学部3年（法曹コース）と法科大学院2年のプロセスを幹とする制度の創設、法科大学院の定員管理などを内容として、令和元年に法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）の改正やそれを踏まえた学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号。以下「細目省令」という。）の改正など関連規定の整備が行われた。

新制度の下では、法曹を志望する学生の時間的・経済的負担の軽減を図るとともに、司法試験合格までの予見可能性を担保し、優れた資質・能力を有する学生の法曹志望者を増やすことなどにより、予測困難な時代において専門的な法知識を活用して社会に貢献する法曹を輩出することが期待されており、文部科学省から発出された「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（令和元年10月31日付け元文科高第623号高等教育局長通知）」（以下「施行通知」という。）や「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の公布について（令和元年12月16日付け元文科高第776号高等教育局長通知）」（以下「細目省令通知」という。）において、法科大学院に対する認証評価（以下単に「認証評価」という。）においてもその趣旨を貫徹するための留意事項が示されたところである。

そこで、本委員会としては、今後、各認証評価機関において、今般の法科大学院制度改革を踏まえて大学評価基準や評価方法等を改定する際に資するよう、より具体的かつ幅広い観点から、認証評価機関として取り組むべき方向性について、本まとめを取りまとめた。各認証評価機関においては、下記の内容も踏まえた充実した認証評価を行うことが期待される。

2. 基本的な方向性

1. で述べた制度改正の趣旨を確実に実現していくためには、各法科大学院において、自ら策定する教育目標や「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーを核とした教学マネジメントを通じて、内部質保証の仕組みを確立させ、教育活動や組織運営などについて、不断の改善・充実を図ることが求められる。そのためには、関係法令の改正や施行通知、細目省令通知の趣旨を踏まえつつ、認証評価を、より効果的・効率的なものとして機能させ、各法科大学院における自律的な質保証の取組や、教育の充実に向けた自主的・積極的な取組を促進していくことが不可欠である。

認証評価については、これまで一定の成果を上げてきた一方で、法科大学院の教育研究活動全般にわたって設けられた基準に基づき詳細な評価が実施されてきたことから、大学関係者・評価機関双方にとって少くない負担が生じていた。厳格に適格判定を行うに当たり、こうした方法が直ちに不適切であったという訳ではないが、質的改善の観点からは重要度の低い内容が含まれているといった指摘も聞かれるところである。こうした観点から、評価方法をより合理化させるとともに、評価結果や客観的な指標に基づきより実質的かつ重点的に評価を行うことが必要である。加えて、関係法令の趣旨を踏まえつつ、各法科大学院の特色ある教育研究がより進展する評価を行うことが求められる。

3. 具体的な方向性

(1) 形式的な評価の効率化

- 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号。以下「設置基準」という。）その他の法令等との適合性の確認については、定量的に判断できる事項を中心として、大学関係者の意見も聞きながら、各認証評価機関の創意工夫により、評価方法の効率化を図り、事務負担を軽減することが望ましい。
- その際、例えば、法令要件のうち専任教員数などの定量的な事項や教育課程連携協議会の設置などの有無で確認できる事項については評価担当者が自己評価書やチェックシートのみで適合性を確認しやすいよう様式を工夫する、法令上の公表事項については文部科学省による公表情報で確認するなどして提出を求める資料を精選する、機関別評価と重複する内容を省略したり機関別評価の結果を活用したりすることなどが考えられる。ただし、体裁の

統一等のため作業が増えたりすることがないように、留意する必要がある。

(2) 教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価

○ その上で、法曹に必要な学識及び能力を培うという法科大学院の目的に照らして特に重要と考えられる、教育内容や方法、能力等の評価などに関する項目は、より実質的かつ重点的に評価すべきである。

(実質的かつ重点的な評価を行うべき項目の例)

- ・ 入学者選抜における適性及び能力の評価等及び判定
- ・ 論述の能力を含む法曹に必要な学識等の涵養^{かんよう}に向けた授業の方法
- ・ 学修の成果に係る評価や修了の認定
- ・ 認定法曹養成連携協定において連携法科大学院が行うこととされている事項の実施状況

○ その際、各法科大学院においては、客観的なデータ等を積極的に活用しながら、学生が何を身に付け、何ができるようになったかという観点を重視して学生の学修成果の把握・評価を行うことが求められる。各法科大学院においては、GPAや共通到達度確認試験及び司法試験の結果といった客観的な指標により学修の成果を分析し、その結果を踏まえて必要な改善・充実を図るというPDCAサイクルを自律的に機能させていく必要がある。認証評価においても、各法科大学院における分析が適切かどうかを判断するという観点から、一定のデータ活用の知見に基づき、この点を評価すべきである。

○ 学修成果の分析で用いる指標や方法は、各法科大学院が実情に応じて工夫し、自律的な質保証の仕組みを構築すべきである。各法科大学院においては、例えば、共通到達度確認試験の各科目の成績や進級判定の結果、司法試験の短答式試験の成績等を結びつけた分析を行い、その結果を踏まえた自己評価について、認証評価で確認することなどが想定される。

○ もとより、法科大学院教育においては、司法試験で問われる、法曹となろうとする者に必要とされる専門的学識及びその応用能力のみならず、その基盤の上に、将来の実務に必要な学識等を涵養^{かんよう}することも併せて重要である。各法科大学院には、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するという基本理念にのっとり、一貫した3つのポリシーにより、各法科大学院が養成しようとする法曹像を明確にし、それにながった教育を実施することが期待されている。こうした養成しようとする法曹像にながった独自性の高い取組については、必要に応じて質的な調査・分析を行うなどして積極的に評価すべきである。

(3) 過去の評価結果や客観的な指標に基づく評価対象校の重点化

- (2)で述べた教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価を実施するためには、(1)で述べた評価方法の効率化による事務負担の軽減に加え、実質的かつ重点的な評価を実施すべき項目についても、過去の評価結果や客観的な指標を用いて、各評価機関において課題があることが推測される法科大学院を抽出し、評価対象校を重点化することも考えられる。その際、客観的な指標としては、政府による取組の成果を測るための指標（KPI：Key Performance Indicator）を参照することが考えられる。なお、評価対象校の重点化に当たって、未修者教育に関する成果が適切に勘案されるよう留意することが必要である。

- 具体的には、例えば、過去の評価結果や客観的な指標により、法曹養成という目的に照らして、内部質保証の仕組みが一定程度機能しており、入学者の適性等に応じた一定の教育の質が担保されていると考えられる法科大学院については、事前質問や実地調査で確認すべき項目を真に不可欠なものに精選する、提出を求める資料と保管を求める資料を峻別^{しゅんべつ}する、確認する資料やデータ等の範囲を限定するなどして、事前準備の効率化や実地調査の期間を短縮することなどが想定される。その上で、このような法科大学院については司法試験で問われる学識や能力の基盤の上に^{かんよう}涵養すべき、実務基礎や先端分野に関する教育など、各法科大学院の特色ある教育研究をより進展させる方向での評価を行うことが特に期待される。

- 逆に、過去の評価結果や客観的な指標により、課題があることが推測される法科大学院については、(2)で述べた実質的かつ重点的に評価すべき項目を中心に、法科大学院の実情を踏まえながら、ピア・レビューの趣旨に沿った丁寧な評価を行うことが期待される。その場合も、一律に説明を求める事項は精選し、必要に応じて段階的に詳細を確認していくなど、できる限り効率化を図るとともに、課題の抽出や好事例の紹介などにより、課題の原因についての自己分析を促し、必要に応じて改善を検討する契機となるようにすることが望ましい。また、評価後も改善状況のフォローアップを行うなどして、認証評価をより一層効果的なものとして機能させ、各法科大学院における内部質保証の取組を支援することが望ましい。

- 先の連携法改正において、司法試験で問われる、法曹となろうとする者に共通して必要な学識や、その応用能力を^{かんよう}涵養することが、法科大学院の責務として明確化されたことを踏まえると、法曹養成のための中核的な教育機関

である法科大学院の認証評価においては、国家資格の取得を主たる教育目的としていない他の分野別評価とは異なり、司法試験の合格率等の客観的指標等を活用し、詳細を確認すべき対象校や項目を選別することは一定の合理性があるものと考えられる。今回の方向性は、過去の評価結果や客観的指標により一定の教育の質が担保されていると考えられる法科大学院については、その基盤の上に特色ある教育研究の進展を目指し、逆に、課題があることが推測される法科大学院については、丁寧な評価を通じて必要な改善の契機とすることにより、各法科大学院の実情に応じた認証評価を行い、各法科大学院の実情に応じた教育の質の向上を目指すものである。もとより、前者について客観的な指標のみによって適合性を判断したり、後者について司法試験で問われる学識等に関する教育のみを評価したりする趣旨ではない。

(4) 個別の評価項目に関する留意事項

- 開設すべき科目の単位数や修了要件、履修登録の上限等については、これまで設置基準に具体の単位数等が示されていなかったことから、各評価機関が独自に大学評価基準を設定してきたが、今回の改正により設置基準上の要件が明確化されたことを踏まえ、今後は、大学評価基準に設定する単位数等は法令の要件と一致させることが望ましい。
- 教育課程の編成については、在学中受験資格導入への対応や未修者教育充実などの目的により、各法科大学院における様々な工夫が想定されるため、評価に当たっては、各法科大学院の創意工夫を最大限尊重し、これを支援する姿勢で臨むことが求められる。
- 各法科大学院が、司法試験の問題等を教材とした論述能力を涵養^{かんよう}するための指導等を積極的に実施できるよう、認証評価機関においては、各評価機関が作成する Q&A や評価者研修等において、司法試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や理解を伴わない機械的な暗記をさせる教育等として明らかに問題となる事例をあらかじめ周知したり、大学評価基準の解説等において施行通知や細目省令通知の趣旨を丁寧に説明したりすることが望ましい。
- 教育方法については、学生が何を学び、何を身につけたのかという観点から評価すべきである。特に、司法試験で問われる専門的学識やその応用能力の涵養^{かんよう}を目的とする科目については、法的思考力や論述能力などを涵養^{かんよう}する上で、学生の適正や能力に応じた適切な方法が採られているかを評価することが求められる。その際、評価者が初めから授業や答案を直接見て個別の課題を指摘するのではなく、まず大学自らが授業の方法や難易度、科目間の連携、教員と補助教員の連携、学生の理解度・満足度といった多面的な観

点から現状を分析しているかを確認し、その上で、課題を適切に見いだしているか、その改善に向けた努力をしているかどうかといったことを、授業担当者との面談などにより確認するというアプローチが望まれる。

(5) その他

- 評価基準については、制度上求められる事項が多岐にわたることから、広範かつ詳細なものとなりがちであるが、法科大学院の質の保証及び向上という観点から不断に見直しを行いつつ、可能な限り簡便なものとするのが適当である。また、評価資料については、これまで必要以上に多くの提出が求められてきたという指摘もあり、公正かつ厳格な評価を実施しうる範囲において更なる精選が望まれる。

- 認証評価結果については、評価基準への適合状況や問題の指摘のみならず、当該法科大学院の優れた取組や特色について、学生が在学中に学び身につけた資質・能力を明確にしながら十分に取り上げるものとし、評価機関及び法科大学院において、他の法科大学院や法曹関係者、企業・自治体関係者を始め社会全体に積極的に発信していくべきである。

法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）

令和2年6月22日
文部科学省
高等教育局専門教育課

1. 趣旨

これまでも法曹は「国民の社会生活上の医師」と呼ばれ、社会において重要な役割を担ってきたが、予測困難な時代を前に、法的な素養により社会課題の解決に取り組む法曹の活動領域は更に広がっており、社会から期待される役割は大きい。こうした法曹の養成については、そのための中核的な教育機関を核としつつも、法曹関係者を始め社会全体で取り組んでいく必要がある。

政府としては、文部科学省を中心として、法曹養成連携協定制度の導入をはじめとする今般の制度改革を着実に進めることにより、法科大学院等が全体として下記の定量的な数値目標（以下、「KPI¹」という。）を達成することができるよう充実した法科大学院等の教育が行われることを目指す。また、これにより、法科大学院制度を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の有効性を高め、もって優れた資質・能力を有する者がより多く法曹を志望し、入学することを目指す。

当該KPIが法科大学院等全体として達成されるよう、各法科大学院等においては、それぞれの実情に応じた数値目標を定め、その結果を踏まえながら不断の改善・充実に努めていくことが求められるとともに、社会全体としても、法科大学院等を支援することが必要となる。

2. 項目

○ 法科大学院等全体としての司法試験合格率目標

(1) 累積合格率

a. 全体

- ・令和6年度（2024年度） 70%以上
- ・令和11年度（2029年度） 75%以上

（参考）平成26年度修了者の修了後5年目までの累積合格率	64.8%
平成25年度	65.7%
平成24年度	63.1%

b. 未修者

- ・令和6年度（2024年度） 50%以上
- ・令和11年度（2029年度） 55%以上

（参考）平成26年度修了者の修了後5年目までの累積合格率	49.5%
平成25年度	46.9%
平成24年度	47.7%

¹ Key Performance Indicator

(2) 修了後1年目までの司法試験合格率(在学中合格含む)

- ・令和6年度(2024年度) 50%以上
- ・令和11年度(2029年度) 55%以上

(参考) 平成30年度修了者の修了後1年目の合格率	47.4%
平成29年度	39.8%
平成28年度	38.8%

(3) 法曹コース修了者のうち、学部3年で進学した者の修了後1年目までの合格率(在学中合格含む)

- ・令和6年度(2024年度) 65%以上
- ・令和11年度(2029年度) 70%以上

(参考) 平成30年度修了者のうち、

早期卒業及び飛び入学により入学した者の修了後1年目合格率	62.5%
	(25/40人)
平成29年度修了者のうち、	56.3%
	(18/32人)
平成28年度修了者のうち、	57.1%
	(12/21人)
平成17~30年度修了者のうち、	57.9%
	(99/171人)

※いずれも既修者コース出身者のみ

○ 法科大学院入学者数目標

- ・令和6年度(2024年度) 2,000人以上
- ・令和11年度(2029年度) 2,200人以上

(参考) 令和元年度入学者数	1,862人
平成30年度入学者数	1,621人
平成29年度入学者数	1,704人

※令和11年度のKPIについては、令和6年度の達成状況に応じて必要な見直しを行う。

在学中受験資格の導入に伴うカリキュラム等の工夫例

令和2年6月22日
文部科学省
高等教育局専門教育課

第一 前提となる状況

1. 在学中受験資格の導入（司法試験の実施時期の決定）

昨年6月の司法試験法の改正により司法試験の受験資格として新たに法科大学院在学中受験資格が導入されることとなり、改正法施行後の司法試験の実施時期について司法試験委員会において検討が進められてきたところ、本年2月26日の司法試験委員会において、令和5年以降の司法試験の実施時期については、7月中旬から下旬までの間の時期¹とすることが決定された。

2. カリキュラム等の工夫の必要性

在学中受験資格を取得するために修得が必要となる所定科目単位の具体的内容については、今後、法務省令によって定められることになることとなる所定科目単位は、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なもの」（改正司法試験法4条2項1号イ）であることから、基本的には、司法試験の試験科目に対応する科目の単位とする方向で検討が進められている。また、具体的な単位数についても、在学中受験資格の導入後も飽くまで法科大学院修了資格が原則的な受験資格であることを踏まえ、専門職大学院設置基準の改正により法科大学院課程の修了要件として定められた単位数と基本的に同一とする方向で法務省において検討が進められているところである²。

¹ 改正法施行後の司法試験の実施時期に関する検討の経緯については、司法試験委員会（第149回～第156回）の議事録としてホームページ（http://www.moj.go.jp/shingil/iinkai_shihoshiken.html）に公表されている。

² 第95回中央教育審議会法科大学院等特別委員会（令和2年1月31日）における丸山委員（法務省司法法制部司法法制課長）からの説明に基づく。

その上で、所定科目単位の修得時期については、前記の司法試験実施時期を前提とした場合、受験資格に係る要件充足の確認手続のために要する期間などを考慮すると、法科大学院3年次の学生が在学中受験をする際には、法科大学院2年次の終了時までの修得単位が基準となり、所定科目単位は2年次終了時までに全て修得しておく必要があるとされている³。

カリキュラムは各法科大学院による創意工夫の下に編成されており、その内容は様々であるが、現在のカリキュラムを前提とすると、必ずしも2年次終了時までに上記所定科目の単位が取得できるよう編成されているわけではない。希望する学生が在学中受験できるようにするためには、全ての学生が2年次終了時までに所定科目単位を取得できるようにカリキュラムを変更するか、個別の学生が2年次終了時までに所定科目の単位を修得できるように配慮する必要がある（後述する第二関係）。

また、現在のカリキュラムを前提とすると、前期の授業が7月下旬頃まで、期末試験は8月上旬頃までにそれぞれ実施しているところ、司法試験の実施時期が7月の中旬から下旬となったことを踏まえ、司法試験実施時期に当たる3年次前期の学事暦やカリキュラムの工夫・変更を検討する必要が生じる。ただし、在学中受験は希望する学生が選択しうる選択肢の一つであり、必ずしも全ての学生が在学中受験資格により司法試験を受験するわけではないことから、後述する第二で述べる工夫例などにより、司法試験の在学中受験を希望する学生が2年次終了時までに所定科目単位を取得でき、司法試験を受験するために授業を欠席することなどにより不利益を被ることがないように配慮されていれば、必ずしも3年次前期の学事暦やカリキュラムを変更しなければならないわけではないことに留意が必要である（後述する第三関係）。なお、3年次後期においては、プロセスとしての法曹養成の理念の下、より実務に即し、学生の関心に沿った内容を学べるよう、各法科大学院における創意工夫が期待される。

³ 前記注2参照。

第二 個別の学生が在学中受験資格の要件となる所定科目単位を修得できるようにするための配慮について

下記の工夫例は、在学中受験を希望する学生が2年次終了時までには所定科目単位を修得できるようにするための各法科大学院における検討に資するよう、取り得る選択肢を整理したものである。全ての学生が2年次終了時までには在学中受験資格の要件となる所定科目単位を修得できるようなカリキュラムを編成しない法科大学院においては、下記の工夫例を必要に応じて組み合わせながら、学生の立場に配慮した適切な対応をすることが期待される。

(1) 履修指導上の工夫

◆ 連携先の連携法曹基礎課程（法曹コース）を設置する大学の協力の下、当該法曹コースに在籍中の学生に対して、在学中受験を視野に入れる場合は法科大学院の科目を科目等履修することなどにより積極的に先取り履修するよう、履修指導を行う。

- ・ 昨年10月の専門職大学院設置基準改正により、文部科学大臣の認定を受けた法曹コースを修了して入学した学生等については、
 - ① 法科大学院の修了要件として修得すべき単位数のうち、法学既修者として修得したとみなすことができる範囲⁴について、46単位まで拡大（改正専門職大学院設置基準第25条）。
 - ② 入学する前に他の認定連携法科大学院で修得した単位を、在籍する法科大学院で修得したものとみなすことができる範囲⁵について、46単位まで拡大⁶（改正専門職大学院設置基準第22条）。

⁴ 法学既修者認定の対象科目：法律基本科目（基礎科目）及び基礎法学・隣接科目

⁵ 入学前既修得単位の認定の対象科目：法学既修者認定の対象となる科目に加え、法律基本科目（応用科目）及び展開・先端科目のうち選択科目

⁶ なお、在籍する法科大学院で入学する前に修得した単位については、従前より、単位数の上限はない。

- ◆ 所定科目単位に係る科目の一部を3年次配当科目とするが、在学中受験を希望する学生については、2年次での先取り履修を認める。
 - ・ 昨年10月の専門職大学院設置基準改正により、文部科学大臣の認定を受けた法曹コースを修了して入学した学生等については、1年に履修科目として登録のできる単位数を44単位まで拡大。(改正専門職大学院設置基準第20条の8)

- ◆ 所定科目単位に係る科目の一部を3年次配当科目とするが、在学中受験を希望する2年次の学生に対しては、他の近隣の法科大学院で所定科目を科目等履修生として先取り履修するよう、履修指導を行う。
 - ・ 入学した後に他の法科大学院で修得した単位については、30単位まで在籍する法科大学院で修得したものとみなすことができる(改正専門職大学院設置基準21条)。

(2) 遠隔授業の効果的な活用

- ◆ (1)の工夫を行うに当たって、多様なメディアを高度に利用して行う授業(以下「遠隔授業」という。)を効果的に活用⁷⁸することによって、法曹コースや2年次の学修と両立して授業を履修したり、地理的に離れた法科大学院の授業を履修したりしやすくなる可能性がある。

⁷ 専門職大学院設置基準第8条第2項、平成13年文部科学省告示(大学設置基準第25条の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件)等参照。

⁸ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、「令和2年度における大学等の授業の開始等について」(令和2年3月24日文部科学省高等教育局長通知)において「テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔授業を自宅等にいる学生に対して行うことは可能」とし、遠隔授業の要件解釈を明確化している。法科大学院においても当面その例外とならないことを事務連絡(「新型コロナウイルス感染症対策に係る法科大学院における遠隔授業の活用について」(令和2年3月24日文部科学省高等教育局専門教育課事務連絡))で示したところであり、当面の対応と、それを踏まえた継続的・効果的な取組について、各大学における創意工夫が期待される。

第三 司法試験実施時期の学事暦・カリキュラムについて

下記の例は、各法科大学院における3年次前期の学事暦やカリキュラムの工夫・変更の検討に資するよう、制度的に取り得る選択肢を整理したものである。各法科大学院においては、下記の工夫例を必要に応じて組み合わせながら、教育上の効果を損なうことなく、各法科大学院の実情に応じた適切な学事暦やカリキュラムを編成することが期待される。

(1) 学事暦の工夫

- ◆ 3年次前期に4学期制（クォーター制）を導入⁹し、在学中受験する学生が司法試験実施時期に授業を履修しないことを選択できるようにする（後期はセメスター制とする方法も考えられる。）。

(2) 開講日の工夫

- ◆ 2学期制（セメスター制）を前提としつつも、3年次の前期については、司法試験と授業の日程が重ならないように開講日を工夫する。
 - (例) ・週2回授業を実施
 - ・土日祝日を授業日として授業を実施
 - ・3月下旬から授業を開講

(3) 期末試験の実施時期の工夫

- ◆ 3年次前期の期末試験を、授業終了直後ではなく、司法試験が終了した後に実施し、司法試験と期末試験の日程が重ならないようにする。

⁹ 大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第23条ただし書参照。

(4) 授業時間の工夫

- ◆ 1回の講義時間を延ばした上で授業回数を減らし¹⁰，司法試験と授業の日程が重ならないようにする。(例えば，半期2単位の授業であれば，105分授業を13回実施するなど)。

(5) 開講科目の工夫

- ◆ 1単位科目として開講し，在学中受験する学生が司法試験実施時期に授業を履修しないことを選択できるようにする。
- ◆ 期末試験を実施せず，レポートの活用等により成績評価する科目を開講し，司法試験と期末試験の日程が重ならないようにする。

¹⁰ 前期注9参照。

参考条文

○ 司法試験法（昭和24年法律第140号）

（司法試験の受験資格等）※令和4年10月1日施行

第四条（略）

2 前項の規定にかかわらず，司法試験は，第一号に掲げる者が，第二号に掲げる期間において受けることができる。

一 法科大学院の課程に在学する者であつて，法務省令で定めるところにより，当該法科大学院を設置する大学の学長が，次のイ及びロに掲げる要件を満たすことについて認定をしたもの

イ 当該法科大学院において所定科目単位（裁判官，検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なものとして法務省令で定める科目の単位をいう。）を修得していること。

ロ 司法試験が行われる日の属する年の四月一日から一年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること。

二（略）

3・4（略）

○ 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（各授業科目の授業期間）

第二十三条 各授業科目の授業は，十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし，教育上必要があり，かつ，十分な教育効果をあげることができると認められる場合は，この限りでない。

（授業の方法）

第二十五条 授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は，文部科学大臣が別に定めるところにより，前項の授業を，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3・4（略）

○ 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）

（大学設置基準の準用）

第十五条 大学院の各授業科目の単位，授業日数，授業期間，授業を行う学生数，授業の方法及び単位の授与，他の大学院における授業科目の履修等，入学前の既修得単位等の認定，長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については，大学設置基準第二十一条から第二十五条まで，第二十七条，第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。），第三十条第一項及び第三項，第三十条の二並びに第三十一条（第二項及び第四項を除く。）の規定を準用する。（略）

○ 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）

（授業の方法等）

第八条 （略）

2 大学院設置基準第十五条において準用する大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは，これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して，当該効果が認められる授業について，行うことができるものとする。

（法科大学院の履修科目の登録の上限）※令和4年4月1日施行

第二十条の八 （略）

2 法科大学院は，その定めるところにより，認定連携法曹基礎課程（当該法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。第二十二条第二項及び第二十五条第四項において同じ。）を修了して当該法科大学院に入学した者その他登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生については，一年につき四十四単位まで履修科目として登録を認めることができる。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第二十一条 法科大学院は，教育上有益と認めるときは，学生が法科大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，第十三条第一項の規定にかかわらず，三十単位を超えない範囲で当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし，九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては，その超える部分の単位数に限り三十単位

を超えてみなすことができる。

2 (略)

(入学前の既修得単位の認定) ※令和4年4月1日施行

第二十二條 (略)

- 2 (略) ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者がその入学前に当該法科大学院以外の認定連携法科大学院において履修した授業科目について修得した単位については、前条第一項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて四十六単位(同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。) を超えない範囲で修得したものとみなすことができるものとする。

(法学既修者) ※令和4年4月1日施行

第二十五條 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下この条において「法学既修者」という。) に関しては、第二十三條第一号に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同号に規定する単位(第二十条の三第三項の規定により法科大学院が定める必修科目の単位を含む。)については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。 ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2・3 (略)

- 3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数(第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。)は、第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。) 及び第二十二条第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。) を超えないものとする。
- 4 認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者に関する第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「三十単位」とあるのは「四十六単位」と、前項中「第一項ただし書の規定により三十単位」とあるのは「第一項ただし書の規定により四十六単位」と、「合わせて三十単位」とあるのは「合わせて四十六単位」とする。

○ 大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件（平成13年文部科学省告示第51号）

通信衛星，光ファイバ等を用いることにより，多様なメディアを高度に利用して，文字，音声，静止画，動画等の多様な情報を一体的に扱うもので，次に掲げるいずれかの要件を満たし，大学において，大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

一 同時かつ双方向に行われるものであって，かつ，授業を行う教室等以外の教室，研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては，企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの

二 毎回の授業の実施に当たって，指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより，又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより，設問解答，添削指導，質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって，かつ，当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

関係通知等

「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」（令和2年3月24日 文部科学省高等教育局長）（抄）

3. 遠隔授業の活用について

(1) 今後、学生の学修機会を確保するとともに、感染リスクを低減する観点から、いわゆる面接授業に代えて、遠隔授業を行うことが考えられること。

その際、平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）等に従い行う必要があるところ、同告示第2号等の規定に基づき、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔授業を自宅等にいる学生に対して行うことは可能であり、例えば以下の方法によることが考えられること。

・テレビ会議システムを用いた遠隔授業の例

テレビ会議システムを利用して講義をリアルタイム配信し、学生は教室以外の場所（自宅を含む。）において、PCや携帯電話からインターネットに接続し受講。テレビ会議システムによって、教員と学生が、互いに映像・音声等による質疑応答や意見交換を行う。

・オンライン教材（MOOC等）を用いた遠隔授業の例

スライド資料や講義形式の動画等を教材としてe-learningシステム等を準備し、学生は教室以外の場所（自宅を含む。）において、PCや携帯電話からインターネットに接続し、随時又は期限が設定されている場合は当該期限内に受講。学生からの課題提出や質問の受付及び回答、学生間の意見交換等についても、インターネット等を通じて行う。質問の受付及び回答については、よくある質問とそれに対する答えについてあらかじめ提示しておき、それ以外の質問について担当教員又は指導補助者が回答するといった手法も考えられる。なお、聴講の前後において、授業担当教員による説明等の指導を行う必要があるが、こうした遠隔授業の一部として、MOOC等の教育コンテンツを活用することも考えられる。

「新型コロナウイルス感染症対策に係る法科大学院協会における遠隔授業の活用について」（令和2年3月24日付け文部科学省高等教育局専門教育課事務連絡）抜粋

・・・今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、局長通知の趣旨を踏まえ、学生の学修機会を確保するとともに感染リスクを低減する観点から大学が必要と判断する場合には、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業を自宅等にいる学生に対して行うほか、当面例外的に、録画した講義映像を学生が一定期間内に教室以外の場所（自宅を含む。）で受講するオンデマンド方式により正規の授業を実施し、インターネットを通じた課題提出や質疑応答、学生間の意見交換などを含めて単位認定を行うといった柔軟な対応も認めること。

事務連絡
令和2年6月18日

法科大学院を置く国公立大学事務局
法科大学院認証評価を実施する認証評価機関

御中

文部科学省高等教育局専門教育課

新型コロナウイルス感染症対策に係る成績評価方法等の変更について

新型コロナウイルス感染症の対策として、認定法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）で定めた成績評価方法の変更，あるいは，法律基本科目や法曹コースの法律基本科目に相当する科目について論文式試験以外の方法での成績評価を検討されている法科大学院や認定連携法曹基礎課程（以下「法曹コース」という。）もあると承知しています。

このたび，法科大学院や法曹コースにおける成績評価及び既修者認定に関する留意事項について，下記のとおり通知しますので，各法科大学院におかれては，適切に御対応くださるようお願いいたします。また，令和2年度の法曹養成連携協定の認定に係る申請期限，認定のスケジュール及び認定協定に定めた成績評価方法を変更する際の手続等については，今月中に別途通知する予定です。

法科大学院認証評価を実施する認証評価機関におかれては，令和2年度の法科大学院における成績評価及び既修者認定について，本通知の趣旨を十分御理解いただき，柔軟に御対応くださるようお願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から，あらかじめ学生に示していた方法や認定協定で定めた方法で成績評価を行うことが困難となった場合，評定を付す方法から合否のみによる評価方法に変更することや，あらかじめ示していた成績評価基準を変更することは可能であること。

ただし、法科大学院や法曹コースにおける成績評価については、法科大学院での学修や司法試験に連なる過程として、厳格かつ客観的に学修の成果を評価することが求められてきた趣旨に鑑み、各授業科目の到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択することが求められること。変更にあたっては、学生に対する丁寧な説明に努めるなど、学生の不利益とならないよう配慮すること。また、早期卒業制度や特別選抜における取扱いについて、認定協定の締結者間において十分に協議すること。

- 2 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、法科大学院や法曹コースの定期試験を一斉に実施することが困難となった場合、法律基本科目や法曹コースの法律基本科目に相当する科目の成績評価についても、論文式試験以外の方法で実施することは可能であること。また、法学既修者認定試験を一斉に実施することが困難となった場合、論文式試験以外の方法で実施することは可能であること。

ただし、法律基本科目及び法曹コースの法律基本科目に相当する科目の成績評価については、法科大学院での学修及び司法試験に連なる過程として、法的な文書作成能力を評価する観点から論文式試験を課すことが求められてきた趣旨に鑑み、適切な成績評価及び法学既修者認定の手法を選択することが求められること。その際、不正防止対応方策を講じるとともに、学生の不利益とならないよう配慮すること。

【別 添】 関係事務連絡等（抜粋）

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室
法科大学院係／法学教育担当 畑生，小林，杉里

TEL：03-5253-4111（内線 3349）

Mail：sen-ps@mext.go.jp

関係事務連絡等（抜粋）

○ 学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ & A等の送付について
（5月22日時点）（令和2年5月22日文科省高等教育局大学振興課事務
連絡）抜粋

問24 問19の回答において、「本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難と認められる場合」とあるが、あらかじめ学生に示していた方法で成績評価することが困難となった場合、成績評価方法を変更することは許されるのか。例えば、評定を付すとしていた科目について、可否のみで評価することは可能か。

○ 各大学の判断により、学生に対してあらかじめ示していた成績評価方法を変更すること（評定を付す方法から可否のみによる評価方法への変更も含む。）は可能であり、各授業科目の到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択していただくとともに、変更にあたっては学生に対する丁寧な説明に努めるようお願いいたします。

○ 大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて
（周知）（令和2年6月5日2文科高第238号）抜粋

4 学修機会の確保等

（2）遠隔授業等の活用

③ 上記特例的な措置として認められる遠隔授業等を行う場合にも、大学は当該授業科目を履修した学生に対しては試験の上単位を与えることになるが、その方法は、一斉に実施する定期試験等に限られるものではなく、レポートの活用による学習評価等、到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択することができること。その際、課題の提出や定期試験等の代替として行われるレポートの活用による学習評価等の際の不正防止対応方策を講じていること。



2 文科高第 2 9 1 号
令和 2 年 6 月 25 日

各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
殿

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳

(印影印刷)

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 6 条第 2 項に
基づき締結した大学間協定内容の変更に係る手続等について (通知)

法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との間で、当該課程における教育の実施等に関する協定 (以下「法曹養成連携協定」という。) を締結した場合には、文部科学大臣の認定を受けることができること及びその場合の手続等については、令和元年 10 月 31 日付け元文科高第 6 2 4 号「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 6 条第 2 項に基づき締結した大学間協定の認定について (通知)」にて通知したところですが、認定を受けた法曹養成連携協定の内容を変更しようとする場合の手続、並びに、本年度新たに認定を受ける際の申請期限等については、下記のとおりとしますので、遺漏のないようお取り計らいください。

記

1. 法曹養成連携協定内容の変更に係る手続等
- (1) 法曹養成連携協定の変更について

法曹養成連携協定の目的となる法科大学院 (以下「連携法科大学院」という。) を設置する大学は、認定を受けた法曹養成連携協定において定めた事項を変更しようとするときは、法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律第 7 条に基づき、文部科学大臣の認定を受け

る必要があります。

については、法曹養成連携協定で定めた内容の変更を予定している場合には、別添様式（【変更申請伺】法曹養成連携協定において定めた事項を変更する場合の事前相談票）により、変更に係る申請の要否について事前の確認を行ってください。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点により、やむを得ず変更する場合についても、必要に応じ確認してください。

（２）法曹養成連携協定の変更に係る申請について

上記（１）の確認手続により、変更の認定に係る申請を要する場合には、「法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン」を必ず確認いただくとともに、申請期限等は、後述の「２．本年度新たに認定を受ける際の申請手続き等」と同様となりますので、留意の上、必要な手続を行ってください。

（第１回変更申請伺提出）

○ 教育課程以外に関する事項

（例）

- ・ 協定の条項の変更
- ・ 法曹コースにおける成績評価の基準を変更するもの（評価100-90点をSとしていたものの取扱いを変える場合、評価の割合を変更する場合）
- ・ 法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度における認定要件のGPAの変更やGPAの判定に使用する科目を変更する場合
- ・ 特別選抜入試の募集人員を変更する場合 等

（第２回変更申請伺提出）

○ 教育課程に関する事項

（例）

- ・ 連携法科大学院において法学既修者認定による履修免除又は既修者単位認定を行う法曹コース開設科目に変更を加える場合など

[申請期限]

	申請期限
第１回 (教育課程以外に関する事項)	令和２年９月30日（水）まで
第２回 (教育課程に関する事項)	令和２年10月30日（金）まで

[提出物]

印刷した【変更申請伺】及び補足資料…各５部

[提出方法]

郵送により提出してください。

併せて、当該【変更申請伺】及び補足資料の電子媒体ファイルをE-MAILにて提出してください（E-MAILによる送信が難しい場合は、CD-R(W)に保存の上、印刷資料の郵送時に同封してください。）。

※ 封筒には「変更申請伺在中」と朱書きしてください。

[提出先]

〒100-8959
東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室宛て
E-MAIL: sen-ps@mext.go.jp

[様式]

【変更申請伺】法曹養成連携協定において定めた事項を変更する場合の事前相談票

※ 様式については文部科学省ホームページからダウンロードが可能です。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/1422636.htm)

2. 本年度新たに認定を受ける際の申請期限等

本年度新たに認定を受ける際は、令和元年10月31日付け元文科高第624号「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条第2項に基づき締結した大学間協定の認定について（通知）」に基づき申請をしてください。

[昨年度からの主な変更点]

- (1) 印刷についてはすべて片面印刷とすること。
- (2) 付属資料④法曹コースの各科目のシラバス（申請大学の法科大学院の学修内容に対応する箇所にアンダーラインを引くこと）及び申請大学の法科大学院の「付属資料③法曹コースの必修科目の学修内容と連携法科大学院の法学未修者コース1年次の学修内容対応関係が分かる資料（付属資料様式2参照）」に記載するシラバスについては、目次を付し、通し番号を記載すること。
- (3) ガイドライン及び各様式について、内容を確認いただくとともに改訂後の様式を使用してください。

[申請期限]

	申請期限	認定予定日
第1回	令和2年11月30日（月）	令和3年1月下旬
第2回	令和3年1月29日（金）	令和3年3月下旬

[提出物]

【別添様式1】申請書，協定書及び付属資料…各5部

CD-R（W）（当該協定書等の電子媒体ファイル）

※ 協定書及び付属資料については、その写しを提出してください。

[提出方法]

郵送により提出してください。

※ 封筒には「第○回申請書等在中」と朱書きしてください。

[提出先]

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室宛て

[様式]

【別添様式1】申請書

【別添様式2】法曹養成連携協定（案）

【付属資料様式1】法曹コースの教育課程

【付属資料様式2】連携法科大学院において法学既修者認定による履修免除又は既修得単位認定を行う法曹コース開設科目の対応表

【付属資料様式3】法曹コース及び特別選抜の規模の考え方

【付属資料様式4】協定記載事項チェック表

※ 各様式については文部科学省ホームページからダウンロードが可能です。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/1422636.htm)

<添付資料>

【別添】法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン

【別添様式1】申請書

【別添様式2】法曹養成連携協定（案）

【付属資料様式1】法曹コースの教育課程

【付属資料様式2】連携法科大学院において法学既修者認定による履修免除又は既修得単位認定を行う法曹コース開設科目の対応表

【付属資料様式3】法曹コース及び特別選抜の規模の考え方

【付属資料様式4】協定記載事項チェック表

【参考資料】法曹コース・特別選抜枠の定員の考え方（イメージ）

【変更申請伺】法曹養成連携協定において定めた事項を変更する場合の事前相談票

以上

[問合せ先]

高等教育局専門教育課

専門職大学院室法科大学院係

電話：03-5253-4111（内線：3349）

E-mail：sen-ps@mext.go.jp

法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン

令和元年 10 月 31 日
令和 2 年 6 月 25 日一部改訂
文部科学省 高等教育局

(目次)

- 本ガイドラインの趣旨について
 - 1 法曹コースの定義と概要
 - 2 法曹コースの開設手続
 - 3 文部科学大臣による認定の要件
 - 4 法曹養成連携協定の変更
 - 5 その他法曹コースに求められる事項
 - 6 その他法科大学院に求められる事項
 - 7 法曹コースと連携法科大学院との接続
 - 8 法曹コースの質保証
 - 9 制度の開始時期
 - 10 ガイドラインに関する運用上の Q & A

(令和 2 年 6 月 25 日改訂箇所)

- (1) 「4 法曹養成連携協定の変更について」を追記。
- (2) 「法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン」(令和元年 10 月 31 日文部科学省高等教育局) 補遺」(令和元年 10 月 31 日文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室) を「10 ガイドラインに関する運用上の Q & A」として追記。

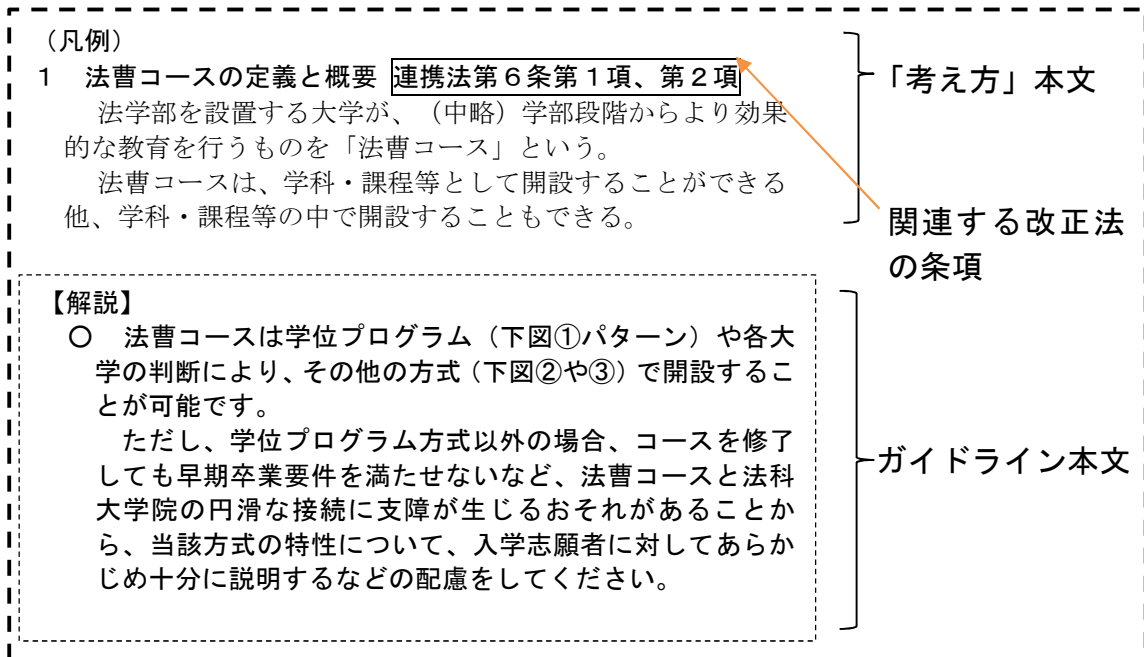
○本ガイドラインの趣旨について

本ガイドラインは、平成31年1月28日付けで中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会が取りまとめた『「法曹コース」に関する考え方』を基に、法制上の整備の状況を踏まえ時点更新したもの（以下「考え方」という。）と第198回常会で可決された「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第44号）（以下「改正法」という。）において規定された法曹養成連携協定に係る条項の対応関係を整理し、その具体的な運用方針を示すものです。

【本ガイドラインの構成について】

本ガイドラインは以下のとおり、「考え方」と改正法の関係条項を整理し、その運用方針（ガイドライン）を記載しています。

※本ガイドラインでは、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」は「連携法」と、「学校教育法」は「学教法」と略記しています。法律の各条項は、改正後の条項に対応しています。また、本ガイドラインにおける専門職大学院設置基準は、改正法に伴う改正後のものとなります。



1 法曹コースの定義と概要 **連携法第6条第1項、第2項**

法学部を設置する大学が、自大学又は他大学が設置する一以上の法科大学院と連携して法科大学院の法学既修者コース（以下「既修者コース」という。）の教育課程と一貫的に接続する体系的な教育課程を編成し、法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対して、学部段階からより効果的な教育を行うものを「法曹コース」という。

法曹コースは、学科・課程等として開設することができる他、学科・課程等の中で開設することもできる。

【解説】

○ 法曹コースは学位プログラム（下図①パターン）や各大学の判断により、その他の方式（下図②や③）で開設することが可能です。

ただし、学位プログラム方式以外の場合、コースを修了しても早期卒業要件を満たせないなど、法曹コースと法科大学院の円滑な接続に支障が生じるおそれがあることから、当該方式の特性について、入学志願者に対してあらかじめ十分に説明するなどの配慮をしてください。

①開設パターン1

法曹コース＝学位プログラムとして、学士の学位を取得させるに当たり、学士のレベルと分野に応じて達成すべき能力を明示し、それを修得させるように体系的に設計した教育プログラム

②開設パターン2

学位プログラムの構成要素の一部として、学科・課程やコースの中に、法科大学院に入学するための能力を修得するために体系的に編成された履修プログラム方式として開設

③開設パターン3

学位プログラムとは別に法科大学院に入学するための能力を修得するために体系的に編成された独立教育プログラムとして開設
独立教育プログラムの一部が学位プログラムに組み込まれていることも可能

（法曹コース＝学位プログラム）

学科・課程、
コースとして開設

（メリット）
卒業要件とコース修了要件が一致することで、早期卒業要件は満たしているがコース修了要件が満たされていないという事態が発生しない。

（履修プログラム方式）

学科・課程、
コースに学位プログラムの一部として開設

（メリット）
法曹コースの追加的選択や途中離脱がある程度、柔軟にできることから、学生のニーズに応じやすい。

（独立教育プログラム方式）

学位プログラム

+

独立教育プログラムから独立して法曹コースを開設

（メリット）
法曹コースとしての体系的なカリキュラム編成が学位プログラムから独立して開設可能。
※開設科目の一部が卒業要件単位に含まれていても可。

2 法曹コースの開設手続 **連携法第6条第1項、第2項**

法曹コースを開設しようとする大学と法科大学院を設置する大学の間で協定（「法曹養成連携協定」という。）を締結することによって、大学は法曹コースを開設することができる。

当該協定が適当である旨の文部科学大臣の認定を受けることにより、協定に基づき開設された法曹コースの修了者は、6（2）に係る法学既修者の認定対象となり、協定の目的となる法科大学院（以下「連携法科大学院」という。）は、6（1）による特別選抜を実施するものとする。

【解説】

- 法曹養成連携協定の主体を大学から部局へ委任し、部局間で協定を締結することも可能です。ただし、連携法第6条第1項に基づく文部科学大臣の認定を受けるための申請については、必ず申請する大学の学長から申請してください。
- 法曹コースの学部等における位置づけやコースの選択方法、修了要件等については、学内の規則において明確に規定してください。

(1) 法曹コースを開設することができる学部

法曹コースは、授与する学位に付記する分野が法学に関するものである学部において開設が可能。

【解説】

- 学位に付記する分野の名称に関しては、必ずしも「法学」に限定されるものではなく、法科大学院の法学未修者コース（以下「未修者コース」という。）1年次において修得すべき能力を育成するために必要な学修（少なくとも、法学既修者認定により履修免除される法律基本科目の基礎科目に相当する科目が必修科目として段階的かつ体系的に開設されていることが必要です。）を提供できる法学に関する分野であり、その旨を協定先の法科大学院が判断できるものであれば問題ありません。

(2) 法曹養成連携協定に定める事項

- ① 法曹養成連携協定の目的となる連携法科大学院及び法曹コースの名称
- ② 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための法曹コースにおける教育課程の編成その他の連携法科大学院における教育と法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るために必要な措置に関する事項

【解説】

- 連携法科大学院の未修者コース1年次で単位修得していなければ2年次に進級できない科目は、法曹コースにおいて網羅的に学修できるよう、法曹コースの教育課程を編成することが必要です。
- 円滑な接続を図るための具体的な措置とは、例えば、以下のような措置等を通じて、法曹コースに在籍する学生が一貫的な学修をすることができる環境を整備することです。
 - ① 授業で使用する教材の統一や少人数かつ双方向・多方向で行う科目の開設
 - ② 法科大学院における教育の導入としての科目の開設
 - ③ 法律基本科目について、法曹コースに開設された基礎科目に相当する科目を必修科目として履修させるととどまらず、連携法科大学院が開設する応用科目の科目等履修や連携法科大学院と法曹コースによる共同開講科目として開設された応用科目の履修をし、又はしようとする学生に対するカリキュラム編成上の配慮や履修指導
- 上記①～③は例示であり、必ずしも網羅的な対応を求めるものではありませんが、法科大学院教育の導入教育や、意欲と能力のある学生がより発展

的な学修を行うことができるような法科大学院レベルの科目を受講できるようにするなどし、円滑な接続を図る必要があります。

- 円滑な接続を図るための具体的な措置のうち、連携法科大学院が行う協力事項の実施状況は、法科大学院の認証評価の対象となることを想定しています。

③ 法曹コースにおける成績評価の基準

【解説】

- 法曹養成連携協定において定める法曹コースの成績評価の基準は、当該成績が特別選抜（6（1）参照）の基礎資料となることを踏まえ、連携法科大学院と協議の上、適切な水準に設定するとともに、その基準を予め学生に明示してください。

また、法曹コースは早期卒業制度を活用して法科大学院既修者コースに接続することを標準的な運用とするものであることから、その成績評価は、早期卒業制度を運用するに当たり求められる水準の厳格性が必要であり、大学教育の質の低下を招かないよう、教育の成果を適正に評価することが求められます。

- ④ 法科大学院を設置する大学の法曹コースにおける教育の実施のために必要な協力に関する事項
- ⑤ 法曹コース修了予定者を対象とする連携法科大学院における入学者選抜の方法（6（1）参照）
- ⑥ 法曹養成連携協定の有効期間
- ⑦ 法曹養成連携協定に違反した場合の措置
- ⑧ その他必要な事項

3 文部科学大臣による認定の要件 **連携法第6条第1項、第3項**

【解説】

- 法曹養成連携協定が適当であることについて文部科学大臣の認定を受けようとする場合には、令和2年6月25日付け通知別添様式2に基づき作成された協定書を、法科大学院を設置する大学の学長から文部科学大臣宛に申請してください。
- 令和3年度から法曹養成連携協定の認定を受けることを希望する場合、本年度中に以下2回の申請期限を設けますので、申請期限に応じた文部科学大臣の認定予定時期を踏まえ、大学間の協議を進めてください。

	申請期限	認定予定日
第1回	令和2年11月30日（月）	令和3年1月下旬
第2回	令和3年1月29日（金）	令和3年3月下旬

- 申請する協定書の内容については、全ての内容が確定していることが必要です。

ただし、内容について学内関係者の合意が形成されている状況であり、最終確定に必要な学内手続に時間を要する場合には、案の段階での申請を認めます。この場合、確定していない資料については、資料の最初のペー

ジに「案」と朱書きし、確定が見込まれる時期を記載してください。
※内容が確定するまでは、その内容を認定することができません。

大学間で締結した法曹養成連携協定について、協定を締結した大学からの申請に基づき当該協定を文部科学大臣が認定する場合には、以下の①及び連携法科大学院における教育と法曹コースにおける教育との円滑な接続に資するものとして②～⑦に適合することを確認する。

- ① 連携法科大学院を設置する大学が、学校教育法第109条第6項に規定する適合認定を受けていること。
- ② 法曹コースにおける科目の単位の修得の状況を踏まえ、入学者の適性の適確な評価に配慮した公平な入学者選抜を行うこととされていること。
- ③ 法曹養成連携協定に違反した場合の措置その他の法曹養成連携協定の内容が、法曹コースの学生の不利益とならないよう配慮されたものであること。
- ④ 専門職大学院設置基準第20条の3第2項(新設)に規定する法律基本科目の基礎科目(法科大学院が、同第25条第1項に基づきその単位を修得したものとみなす科目に限る。)に相当する科目が、法曹コースにおいて、必修科目として段階的かつ体系的に開設されていること。

【解説】

- 法曹コースにおいて開設することになる「法律基本科目に相当する科目」のうち「基礎的な学識及び能力を修得させる科目」は、法曹コースが連携法科大学院の既修者コースへの接続を前提としていることから、同コースの科目は、連携法科大学院の未修者コース1年次の内容と同等以上であることが必要です。

- ⑤ ④のほか、法曹コースにおける教育の実施に関し、科目等履修をし、又はしようとする当該法曹コースの学生に対する教育課程に関する配慮その他の当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置が講じられていること。
- ⑥ 法曹コースに関し、早期卒業の認定の基準が整備されていること。
- ⑦ 早期卒業の認定を受けようとする学生に対する、適切な学修の支援の実施その他の教育的配慮を行う体制が構築されていること。

4 法曹養成連携協定の変更 **連携法第7条**

【解説】

○ 連携法第6条第1項の認定を受けた法曹養成連携協定において定めた事項を変更しようとするときは、事前に令和2年6月25日付け通知に定めた変更申請伺を提出し、変更申請の要否について御相談ください。変更の認定を受ける必要があると判断された場合については、認定申請のスケジュールで作業いただきますので、変更申請伺提出期限（第1回9/30（教育課程関係以外に関する事項）、第2回10/30（教育課程に関する事項）までに変更申請伺を提出してください。

内容について学内関係者の合意が形成されている、案の段階での協定書等を提出してください。

下記の事項に該当する場合については、連携法第6条第1項の認定を受けた法曹養成連携協定において定めた事項を変更することにはあたらないため、変更申請は不要である。

① 指導教員の変更や授業方法の変更（対面での授業をオンラインでの授業へ変更することなど）、科目名の変更などは、法曹コースの教育課程の本質的な変更には当たらず、原則変更の申請は不要である。

また各科目の配当時期について、学生の履修方法や年度により若干の変更が発生した場合も原則変更の申請は不要である。

② 成績評価の基準について、標語の形式的な変更（秀をSに変更するなど）などについては、成績評価の基準の本質的な変更には当たらず、原則変更の申請は不要である。

いずれの場合についても学生に対する丁寧な説明に努めるなど、学生の不利益とならないよう配慮すること。また、認定協定の締結者間において十分に協議すること。

今般の新型コロナウイルス感染症の対策として、連携法第6条第1項の認定を受けた法曹養成連携協定において定めた事項をやむを得ず変更する場合についても、上記内容に留意したうえで必要に応じ申請すること。

5 その他法曹コースに求められる事項

(1) 規模

法曹コースを選択する学生の法科大学院進学に係る予測可能性を高めるため、法曹コースを開設する大学は、連携法科大学院が実施する特別選抜の募集人員等を踏まえたコース修了予定者の規模を設定すること。法曹コースは、その教育にふさわしい環境の確保のため、学生数を適切に管理すること。

【解説】

- 法曹コースを開設する大学において、連携法科大学院の特別選抜の規模や連携法科大学院が法曹コースで求める教育を実施するために必要な教員数等を勘案し、協定締結予定の法科大学院との協議を経て、最終的に法曹コースを設置する大学において法曹コースの規模を決定してください。

法曹コースの修了・連携法科大学院への進学に関する設計としては、以下のような例が考えられますが、法曹コースを選択する学生の連携法科大学院進学に係る予測可能性を高める観点から、いずれの設計であるのかについて学生に対する周知を徹底してください。

- ① 大学入学者選抜の段階、若しくは2年次進級時等のコース選択時において、在籍人数を選抜・限定し、当該人数が法曹コースを修了するもの。
- ② 入学時または2年次進級時等のコース選択時には幅広く在籍し、学年進捗とともに、厳格な進級（修了）判定により、コース外（法学部内の他のコースや専攻、法学部以外の学部）に移る学生が一定程度いる中で、最終的に修了する人数は限定されるもの。
- ③ 入学時または2年次進級時等のコース選択時には幅広く在籍し、その人数が概ね修了した上で、特別な選抜においてその成績は考慮しつつも、別途入学者選抜で進学者を絞るもの。

(2) 成績評価と修了者の質の保証

【解説】

- 法曹コースは早期卒業制度を活用して連携法科大学院の既修者コースに接続することを標準的な運用とするものです。したがって、その成績評価は、早期卒業制度を運用するに当たり求められる水準の厳格性が必要であり、大学教育の質の低下を招かないよう、教育の成果を適正に評価することが求められます。

法曹コースにおいては、厳格な成績評価により修了者の質の保証が求められるところ、その在り方には、例えば、以下のような取扱いが考えられる。

- ① 法曹コースと法曹コース以外の学生が混在した形で全ての科目を設定し、厳格な成績評価を実施するものとする。

【解説】

- 「履修プログラム方式」により法曹コースを開設する場合、例えば、法曹コースの学生とそれ以外の学生が同一科目を履修し、同一基準で成績をつけた上で、B以上を修了要件（C以下で合格した場合には、卒業単位は取得するが、法曹コース修了の要件は満たさない）とすることにより、厳格な成績評価を実施することも可能です。

- ② 法曹コースの学生のみが履修できる科目又は法曹コースの学生が履修を義務付けられる科目を設定するなどし、その科目の内容や成績評価についてきめ細かく評価することにより、法曹コース全体として厳格な成

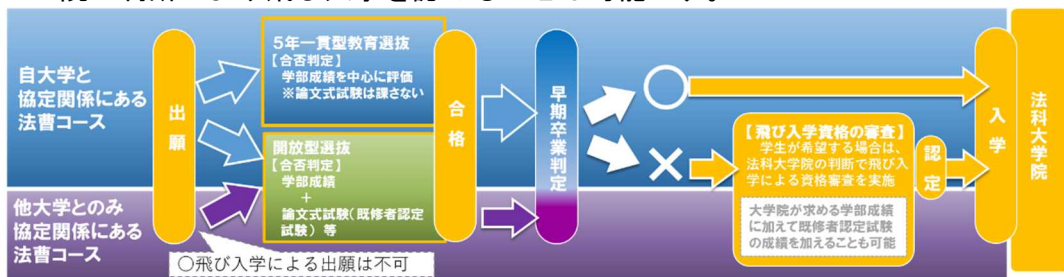
績評価を実現し、修了者の質の保証を実現するもの。

(3) 早期卒業 **連携法第6条第2項、第3項、学教法第89条、第102条**

法曹コースにおいては、早期卒業制度を活用することが前提となっており、標準的な運用となることが期待されることから、大学が、連携法科大学院の既修者コースの教育課程及び入学者選抜などを踏まえて、その学修に円滑に接続するために必要な基礎的な学識及び能力を学部3年終了時まで修得させることが可能となる教育課程を編成すること。その際修得させる科目については、必修科目、選択必修科目を適切に組み合わせ提供すること。

【解説】

- 法曹コースは早期卒業を前提として連携法科大学院の既修者コースに接続するものですが、早期卒業の要件に関する制度的な変更はないことから、これまでと同様、「優秀な成績」要件を満たす必要があります。なお、優秀性の判断基準の設定及びその認定はあくまで各大学の判断により行われるものであり、その運用に当たって、大学教育の質の低下を招くことがないようにご留意ください。
- 早期卒業の要件は「当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合」と規定されていますが、各大学において早期卒業の可否を総合的に判断する際に、連携法科大学院の特別選抜の可否等を判断材料の一つとして取り扱うことは差し支えありません。なお、早期卒業については、その判断基準を定めた上で、予め学生に明示しておくことが必要です。
- 法曹コースと連携法科大学院の既修者コースの接続は、早期卒業が前提となっておりますが、特別選抜に合格した早期卒業見込み者が、事故や病気等のやむを得ない事情により早期卒業できなかった場合には、飛び入学制度の趣旨及び目的を踏まえ、法令に基づき適法に実施されるのであれば、各法科大学院の判断により飛び入学を認めることは可能です。



- 改正後の学教法に基づき、法学既修者認定試験の成績を飛び入学資格の判断材料とする場合には、判断基準を定め、予め学生に明示しておくことが必要です。
- 大学院に在学中の学生でも学部と大学院において通算して4年以上にわたって授業科目を履修し、124単位以上を修得すれば、大学改革支援・学位授与機構に申請し、所定の審査に合格すれば、学士の学位を取得することができます。特別選抜に合格した学生が、やむを得ない事情により早期卒業ができず、飛び入学資格によって法科大学院に入学する場合には、希望する学生が学士の学位を取得できるよう、当該制度の説明をお願いします。制度の詳細はこちらからご確認ください。

→ https://www.niad.ac.jp/n_gakui/tsumiage/degree_awards_system/

6 その他法科大学院に求められる事項 **連携法第4条、第5条、第9条**

(1) 法科大学院の教育課程等の公表

【解説】

- 法科大学院に求められる公表事項は、法科大学院への入学希望者が進学先を決定する上での参考となるだけでなく、法曹コース開設準備のために法曹コース設置を考えている大学にとっても有用な情報となります。

法科大学院が公表しなければならない具体的な情報は、以下の①～④とする。

【解説】

- ①～④の公表事項については、入学希望者が進学先を決める上での参考となるよう、必要に応じその数字が意味するところを、注釈を付記するなどして、公表内容を分かりやすく伝えるよう工夫してください（例：③における「中退率」については、司法試験予備試験や司法試験、国家公務員試験等に合格したために中退する場合など様々な場合がある。）

① 教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力

【解説】

- 教育内容に係る最も基本的な情報である教育課程並びにその履修の前提となる学識及び能力（法科大学院への入学時までには修得しておくべき学識・能力）や履修の結果である学識及び能力（各年次が終了する段階で身に付けていなければならない学識・能力）を公表してください。

② 成績評価の基準及び実施状況

【解説】

- 連携法第5条第1項第2号に規定する法科大学院が公表すべき「成績評価の基準」とは、各評語をどのような学修到達度の者に与えるか、相対評価を実施する場合の各評価の分布の目安といった内容を想定しています。また、その「実施状況」とは、例えば、個別の科目毎に「AA評価が何名、A評価が何名……」といった各評価の分布状況といった内容を想定しています。

③ 修了認定の基準及び実施状況

④ 司法試験法第4条第2項第1号の規定による認定の基準及び実施状況

⑤ 修了者の進路に関する状況

【解説】

- 司法試験の単年度合格率や合格者数（法学既修者・法学未修者それぞれ）並びにそれらの推移及び累積のデータの公表が含まれます。
- また、法曹であるか否かを問わず法科大学院修了者の活躍の場の広がりが期待されていることから、法科大学院修了者の進路状況（法曹としてどのような職業・職場で活躍しているか、法曹でないとしても、法科大学院で学んだ知識を生かして、どのような職業・職場で活躍しているか等）を調査・把握し、広く社会に発信していくことも受験生や就職先の企業等にとって有用と考えられます。

- ⑥ 志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること
- ⑦ 標準修業年限修了率及び中退率
- ⑧ 法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当する、法科大学院で開設される科目
- ⑨ 授業料等、法科大学院が徴収する費用や修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置
- ⑩ 社会人・法学未修者の入学者の割合とそれらの司法試験合格率
- ⑪ 文部科学大臣が認定した法曹養成連携協定の目的となる連携法科大学院（以下「認定連携法科大学院」という。）に入学した者のうち、当該協定の目的となる法曹コース（以下「認定法曹コース」という。）からの入学者の割合とその司法試験合格率

【解説】

- 「認定法曹コースからの入学者」とは、認定法曹コースから認定連携法科大学院に特別選抜又は一般選抜により入学した者を指し、協定先でない法曹コースを修了して連携法科大学院に入学した者は含みません。
- また、単に認定法曹コースからの入学者の割合・司法試験合格率（在学中受験資格による司法試験合格率を含む）を公表するだけでなく、そのうち早期卒業又は飛び入学で入学した者の割合・司法試験合格率（同上）も併せて公表してください。

⑫ 在学中受験資格による司法試験の受験者数とその合格率

【解説】

- 「在学中受験資格による司法試験の受験者数・合格率」については、主として、法科大学院に入学し、留年せずに法科大学院に在籍した中で在学中受験資格により司法試験を受けた者を念頭に置いています。その際、法曹コースからの入学者に関する数字のほか、留年者を含む在学中受験資格により司法試験を受験した者全体に関する数字を併せて公表することが望ましいと考えられます。
- ⑫の合格率については、各法科大学院の在籍人数が異なることを踏まえ、いわゆる最終年次の年度当初に在籍した学生数を母数として、以下の割合も公表してください。
 - ・ 在学中受験資格取得者数を分子とした割合
 - ・ 在学中受験資格による司法試験受験者数を分子とした割合
 - ・ 在学中受験資格による司法試験合格者数を分子とした割合

(2) 法曹コースの開設を希望する大学への協力

法曹コースの開設を希望する大学の求めに応じ、必要な協力を行うこと。

(3) 法曹コースの教育課程の編成に当たっての留意事項

- ① 科目等履修や共同開講については、基礎法学・隣接科目や法律基本科目と関連が深い展開・先端科目のみならず、法律基本科目の応用科目についても積極的に活用することが想定されていることを踏まえ、法曹コースを開設する大学と協議し、決定すること。
- ② 法曹コースの学生が法科大学院入学前に修得した①に関する科目の単位のうち共同開講に係るものは、法学部又は法科大学院のいずれかにしか算入できないこと。

【解説】

- 科目等履修により修得した単位は、学部（法曹コース）の単位としてカウントされず、法科大学院の単位にカウントすることができます。共同開講科目として修得した単位は、①学部（法曹コース）の単位として、又は、②大学院の科目等履修生として受講した場合には大学院の単位として、いずれかにカウントすることができます。
- 共同開講科目として修得した単位は、学部（法曹コース）の単位としてカウントされるとともに、「法学既修者認定」（専門職大学院設置基準第25条第1項）との関係では、「当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者」の認定において、当該科目の履修を当該認定の根拠とすることも可能です。

- ③ 実務基礎科目など理論と実務を架橋する教育については、原則として引き続き法科大学院で行うこと。

7 法曹コースと連携法科大学院との接続 **連携法第6条第2項、第3項**

(1) 法曹コース修了予定者を対象とした特別選抜

法曹コースの教育課程は、連携法科大学院既修者コースの教育課程と一貫的・体系的に編成され、成績評価等に関して法曹養成連携協定が締結されていることから、連携法科大学院は、法曹コースからの入学志願者を対象に、1) から5) に基づき、特別な選抜を実施すること。

1) 選抜方法

- ① 特別選抜は、法曹コースの成績、面接、法律科目の論文式試験等、法科大学院が適当と認める資料により、入学志願者の能力等を合理的に総合して判定する方法により実施する。特別選抜のうち、特に法律基本科目の論文式試験を課す選抜を「開放型選抜」とする。

【解説】

- 開放型選抜において課す法律基本科目の論文式試験の科目数や内容については、法曹コースにおける学修状況や受験時期を勘案し、各法科大学院において決定してください。

- ② 法曹コースとの教育課程の連続性を重視した選抜を実施する場合は、法律科目の論文式試験は課さないものとし、「5年一貫型教育選抜」とする。

【解説】

- 協定関係にある大学の中で、特定大学の法曹コースとは、5年一貫型教育選抜を行う協定を結び、その他の大学の法曹コースとは、開放型選抜のみを行う協定を結ぶことはできません。

2) 特別選抜の募集人員

- ① 各法科大学院の定員の5割を上限とする。

【解説】

- 定員とは、未修者コースの定員を含む法科大学院の入学定員全体を指します。
- 多様な知識や経験を有する者を入学させる努力義務を負う法科大学院の役割を踏まえ、特別選抜の募集人員を設定する際には、未修者コースの募集人員の確保に十分ご配慮ください。

- ② 特別選抜枠のうち、1) ②による選抜（5年一貫型教育選抜）の募集人員は、原則、定員の4分の1以内とする。
- ③ 法曹コースから特別選抜により連携法科大学院へ進学できるルートを十分に確保できるよう、法科大学院の定員の4分の1が10人未満である場合には、②の原則に関わらず10人を上限として5年一貫型教育選抜の募集定員とすることを可能とする。

【解説】

- 5年一貫型教育選抜の募集人員を定員の4分の1以内とすることは、原則ですが、各法科大学院が特に必要と判断する場合には、それを超える募集定員の設定も可能です。ただし、開放型選抜の募集人員と合わせて定員の2分の1を超えることはできません。

3) 特別選抜の対象

法曹コース修了予定者とし、学生自らが応募する方式を原則とする。

4) 特別選抜の実施時期

「大学院入学者選抜実施要項」（平成20年5月29日付文科高第168号文部科学省高等教育局長通知）に基づき、原則として学生が入学する年度の前年度の7月以降当該年度中の期日で、連携法科大学院が求める基礎的な学識及び能力につき適切に判定できる時期に実施すること。

5) 特別選抜の実施に関する留意事項

- ① 同一の募集区分において、選抜方法について、異なる取扱いをしないこととする。
- ② 専願枠や自大学出身者の募集枠を設けることは認められないが、地方においても十分な司法サービスの提供を担う法曹を確保することが不可欠であることに鑑み、地方大学出身者を対象とした特別選抜についてはこの限りではない。この場合、自大学も含めて地方大学出身者を対象とした専願枠を設けることや推薦入試による特別選抜を実施することも認める。

【解説】

- 特別選抜であっても法科大学院の教育を受けるに相応しい適性と能力を判定することに変わりはなく、優秀な志願者の確保を阻害するおそれもあることから、法曹コースごとに募集定員を設けることはできません。
- 地方大学とは、①直近の国勢調査（平成27年）における大都市圏（札幌、仙台、関東、新潟、静岡・浜松、中京、近畿、岡山、広島、北九州・福岡、熊本の11大都市圏）以外の地域に設置されている大学に加え、②大都市圏であっても当該都市圏に法科大学院が設置されていない地域（新潟、静岡・浜松、熊本の3大都市圏）とします。

また、大学本部が大都市圏内に設置されている場合でも、法曹コースを開設する学部がその圏外に設置されていれば地方大学とします。

※大都市圏の地図はこちらから確認できます。 ⇒

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200521&tstat=000001080615&cycle=0&tclass1=000001110216>

- ③ 文部科学大臣が認定をした法曹コースには一定の質の確保がなされることになる。ついては、当面の間、1) ①の特別選抜を実施する法科大学院は、原則として、協定先でない認定法曹コースからの入学志

願者についても、当該特別選抜の対象とすることが求められる。

【解説】

- 開放型選抜においては、協定先でない認定法曹コースからの入学志願者も選抜の対象とし、試験のスキーム（論文式試験に課す科目や学部成績の配点等）についても同一の取扱いとしてください。
- なお、開放型選抜も、本来の対象者は法曹コースの出身者であることから、法曹コースに求める学修到達度を評価基準とすることや出願要件として「入学者選抜までに、論文式試験の出題範囲の学修を終えていること」を課すことが適当です。

- ④ 特別選抜の実施に当たって、1) ①のみ実施、②のみ実施又は①及び②を実施するかは、各法科大学院が判断するものとするが、地方大学出身者を対象とした選抜を除き、協定先の大学によって異なる取扱いをしないこととする。
- ⑤ 開放型特別選抜において、法曹コースの成績を基に法律科目の論文式試験免除を行うことは、制度開始当初は認めない。

(2) 法曹コース出身者の法学既修者認定について

法曹コースにおいては、少なくとも連携法科大学院の未修者コース1年次の教育に相当する内容を網羅的に学修し、卒業することが前提であることから、平成21年4月17日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告において整理された法学既修者認定に関する以下①及び②の扱いを改め、1) のとおりとする。

- ① 法学既修者認定試験は、履修したものとみなす予定の科目全てを対象とすべきである
- ② 履修免除は、原則として、対象となる1年次配当の必修科目を一括して行うべきである

1) 法学既修者認定の取扱い

- ① 現在の認証評価基準において、法学既修者認定は、履修免除する科目について論文式試験の実施が必要とされているが、法曹コースの特別選抜においては、当該法曹コースの成績を基に法学既修者認定をすることを認める。
- ② 法曹コースにおいては少なくとも連携法科大学院の未修者コース1年次の教育内容を修めることが前提となっていることから、入学許可する段階までに、未修者コース1年次の教育内容を一括して履修免除することを基本とする。
- ③ 法学未修者が2年次になって初めて学修する法律基本科目（例えば、行政法、訴訟法等）の基礎科目に相当する科目を法曹コースで履修し、単位修得している場合には、履修免除の対象科目とすることも可能とする。

【解説】

○ ③及び④に係る科目の履修免除については、法曹コースにおける学修状況を個別に確認することにより、個別に履修免除することも可能です。

また、法学未修者が1年次で学修する法律基本科目の基礎科目については、一括して認定することを基本とするものの、一定水準の学修を終えたとは認められない科目については、履修免除せずに、法科大学院入学後に当該科目を履修させる必要があります。

④ 履修免除の対象科目として、基礎法学・隣接科目を新たに加えることを可能とする。基礎法学・隣接科目については、開放型選抜においても、法曹コース（協定先でない場合は認定法曹コースに限る。）の成績を基に法学既修者認定をすることを認める。

【解説】

○ 入学前既修得単位及び法学既修者として履修免除される単位の上限が30単位から46単位に見直され、それぞれの認定の対象は以下の科目を想定しています。

・法学既修者認定の対象科目：法律基本科目（基礎科目）及び基礎法学・隣接科目

・入学前既修得単位の認定の対象科目：法学既修者認定の対象となる科目に加え、法律基本科目（応用科目）及び展開・先端科目のうち選択科目

○ 法学既修者認定の対象科目とすることのできる基礎法学・隣接科目については、法科大学院における配当年次に関わらず法曹コースで修める学修内容と法科大学院入学後に修めるべき学修内容を勘案し、各法科大学院の判断で履修免除の対象科目に加えることが可能です。

8 法曹コースの質保証

法曹コースから連携法科大学院に進学し、司法試験に合格するまでの予測可能性を高め、法曹コース及び法科大学院において責任ある教育を実施することを担保するため、法科大学院の認証評価において、①及び②を厳正に評価する。

① 連携法科大学院が協定先の法曹コースに関し、協定に基づき行うこととされている事項の対応状況。

② 特別選抜により連携法科大学院に進学した法曹コース出身者（法学部3年次終了後に早期卒業により法科大学院既修者コースに入学した者や、それ以外の者も含む。）の司法試験合格率。

また、公的支援見直し強化・加算プログラムにおいても上記①のうち、法科大学院が法曹コース修了予定者を対象に実施する特別選抜の方法及び実施状況及び②を厳正に評価する。

9 制度の開始時期

法曹コースへの学生の振り分けの時期は、学部段階で教養科目等の幅広い学修を積ませる必要があることを考慮すると、2年次進級時点以降が適当と考えられるが、各大学の実情に応じ柔軟に設定することとする。

【解説】

- 法曹コースを教養科目等の幅広い学修を含めた学位プログラムとして設定する場合には、1年次生からコースを選択することも可能です。

10 ガイドラインに関する運用上のQ & A

ガイドラインに関する運用上の詳細については、以下のとおりとする。

【1 法曹コースの定義と概要】

Q 1 法曹コースの教育に責任を負うのは、これを設置する大学なのか、その学生を受け入れることになる法科大学院なのか。

A 1 法曹コースを置く大学である。

【2 (2) 法曹養成連携協定に定める事項】

Q 2 法曹コースの必修科目の設定に当たっては、特別選抜の5年一貫型教育選抜の場合と開放型選抜の場合とで内容を変えることは認められるか。

A 2 法曹コースによって選抜方法が異なることは想定されていないが、少なくとも連携法科大学院の法学未修者コース（以下「未修者コース」という。）1年次に単位修得していなければ2年次に進級できない科目は法曹コースにおいて網羅的に学修できるよう、法曹コースの教育課程を編成する必要があり、特別選抜の方法によって法曹コースで学修する内容が変わることはないと考ええる。

また、協定先でない認定法曹コースの修了見込み者も開放型選抜の対象となるが、その質を確保するため、論文式試験で課す科目を受験時まで学修しておくことを出願要件とすることや、卒業までに、未修1年次に単位修得していなければ2年次に進級できない科目の学修を終えていることを条件に入学を許可するなどの工夫が必要と考えている。

【3 文部科学大臣による認定の要件】

Q 3 法曹コースで修得すべき、法律基本科目（憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法）の単位数の下限は設定するのか。

A 3 その予定はないが、少なくとも連携法科大学院の法学既修者コース（以下「既修者コース」という。）に接続できるレベルの学修量（連携法科大学院の

未修者コース1年次の内容と同等以上のもの)は求められる。

Q 4 法曹コースの教育課程について、法律基本科目(憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法)の7科目の「開設」は必須だが、「必修科目とされていること」は必須ではないとの理解で相違ないか。

A 4 法曹コースにおいて上記の7科目の開設は必須だが、どういった科目を必修科目とする必要があるかについては、連携法科大学院が未修者コース1年次に学生に求める内容によるものとなる。

【5 (2) 成績評価と修了者の質の保証】

Q 5 厳格な成績評価が求められるのは、法曹コースの修了要件とされる科目のみか、それとも卒業要件とされる科目も対象とされるのか。

A 5 一般論として、早期卒業は(全単位について)厳格な成績評価を行うことが前提である。特に厳格性を求めるのは法曹コースの修了要件とされる科目であるが、それ以外を含めることを妨げるものではない。

Q 6 他大学の法曹コースと連携する場合、その成績評価にどの程度の厳格化を求めればよいのか。

また、法曹コースと法科大学院とは、連携前・連携後、どの程度の情報交換・交流を行うことが求められるのか。

A 6 法曹コースの成績が特別選抜の基礎資料となることから、選抜資料として耐えうるだけの厳格性は必要と考える。

また、協定先の法曹コースとの法曹養成連携協定締結前にあつては、協定記載事項の調整について緊密に連携をとり、双方が納得できる条件のもと協定を締結いただきたい。協定締結後は、協定の着実な履行に必要な連携をとり、法曹コースの質の維持・向上に努めることが求められる。

Q 7 法曹コースの学生用のクラスとそれ以外の学生のクラスを分け、両クラスとも同じ教室、同じ時間帯で同内容の講義を履修するが、試験は別に行うことは可能か(例えば、法曹コース用は論述試験、それ以外の学生用は短答と短い論述をくみあわせた試験を実施することは、ダブルスタンダードではないため、可能か)。

A 7 同一の科目を受講する者については同一の基準で成績評価がされるべきであり、成績評価の基準と方法が密接な関係にあることを鑑みれば、同一科目について、学生の所属コースによって試験の方法が異なることは望ましくない。

Q 8 法曹コースの成績評価について、同一学部の中で開講された同一科目の成績評価において、法曹コースに属する学生とそれ以外の学生との間で、要求水準に差異を設けることは可能か。

A 8 同一の科目を受講する者については同一の基準で成績評価がされるべきであり、法曹コースに属する学生のみ他のコースに属する者に比して成績評価における要求水準に差異を設けることは不適切である。

Q 9 3) 法曹コースの成績評価について、同一学部の中で、成績評価を相対評価で実施するコースと絶対評価で実施するコースが混在してもよいか。

A 9 A 8と同様の理由から不適切。

Q 10 法曹コースにおいては厳格な成績評価を求められているが、成績評語（秀、優、良、可など）による評価ではなく、点数評価とすることまで求められるのか。

A 10 そこまでは求めていない。当該成績が特別選抜の基礎資料となることを踏まえ、連携法科大学院と協議の上、適切な水準を設定していただきたい。

Q 11 学校教育法 89 条の「優秀な成績」について、法令上の定義があるのか、それとも各大学が定義してよいのか。どの程度の成績で早期卒業させて良いのかを確認したい。

A 11 法令上の具体的な定めはなく、各大学において適切に判断されたい。なお、その運用にあたっては、大学教育の質の低下を招かないようにする必要がある。

Q 12 早期卒業の要件について、同一学科の特定コースのみ要件を異なるものとすることは可能か。

A 12 法科大学院既修者コースに進学するに足る能力を修得することが教育目標となっており、その目標を達成するために特定の科目が必修化されていたり、法曹コースの学生のみが履修可能な科目が開設されていることなどによって、法曹コースが、その属する学科の他の学位プログラムとは別個独立の学位プログラムと考えられる場合、法曹コースの早期卒業の要件を、同一学科の他の学位プログラムと異にすることは可能である。

Q13 早期卒業を促進するため、必修科目の成績が不十分な学生に再試験を実施するなどの救済措置を講じることは大学の判断で実施してよいか。

A13 成績評価の方法は大学が自主的に設定するものであるが、再試験を受けなければ優秀な成績で単位修得ができない状況の学生について、早期卒業させることを目的にあえて救済措置を講じて成績優秀者と認定することは、早期卒業制度の趣旨を没却するものであり、不適切である。

Q14 大学が早期卒業制度を導入する際に、大学院進学を早期卒業の要件とすることは適切でなく、学生に強制させることはできないとの理解で良いか。

A14 優れた資質・能力と明確な法曹志望を有する学生が、法学部在学段階から、早期卒業を前提に法科大学院と一貫した教育を受けることを可能とするという法曹コースの制度趣旨に鑑みれば、
・法科大学院への進学志望を法曹コースへの登録・法曹コースの科目の履修の要件とすること
・早期卒業後の進路として、法科大学院への進学を前提としている旨の指導を行うこと
等により進学を促すことは望ましいと考えられる。

Q15 令和元年10月31日付け元文科高第623号文部科学省高等教育局長通知において、「早期卒業の可否を総合的に判断する際に、法科大学院の特別選抜の可否等を判断材料の一つとして取り扱うことは差し支えない」ことが示されたが、法曹コース修了の可否を判断する際に、同様の扱いをすることは可能か。

A15 可能。

Q16 同一学部の中で、キャップ制度（履修科目単位数に上限をかけること）を実施するコースとしないコースがあってもよいか。

A16 設置基準上、キャップ制導入に努めることとなっており、特段の理由がなければキャップ制を導入するときには、全学的に検討することが適当。
もっとも、コースの学修内容等を踏まえ、合理的な理由に基づき一部のコースについてキャップ制を導入しないこととすることも大学の裁量に委ねられているものと考えられる。

【6（1）法科大学院の教育課程等の公表】

Q17 今回の制度改正により、法科大学院は、標準修業年限修了率、中退率及び留年率の公表を求められることになるが、その趣旨は何か。大学によってその理由は様々であり、数字のみを公表することで、法科大学院を目指す学生に間違ったメッセージを発信することになるのではないか。

A17 ご指摘の情報を含め、法曹を目指す者に対して法科大学院教育に関する正確かつ十分な情報を提供することで、適切な進路選択に資するものであり、提供する情報に誤解を招かないように、各大学の判断により、その状況分析や対応方針等も併せて公表することで、より正確な情報提供が可能になると考える。

【6（3）法曹コースの教育課程の編成に当たっての留意事項】

Q18 法曹コースの教育課程の編成に当たっての留意事項について、例えば、法科大学院入学前に科目等履修や共同開講科目を履修し5科目10単位修得した上で、2科目4単位分を学部の要卒単位としてカウントし、残り3科目6単位分を法科大学院の単位としてカウントすることは可能か。

A18 科目等履修により修得した単位は、学部（法曹コース）の単位としてカウントされず、法科大学院の単位にカウントされ得る。共同開講科目として修得した単位は、①学部（法曹コース）の単位として、又は、②大学院の科目等履修生として受講した場合には院の単位として、いずれかにカウントされ得る。この考えの下に単位を学部と院で分割してカウントすることも可能であるが、学部（法曹コース）においては、体系的に学部の科目を修得していくことが前提であり、大学院の科目を受講するに当たっては、その目的が果たされるよう学生の能力等に照らして各大学において明確なルールを定めることが必要である。

Q19 法曹コースの教育課程の編成に当たっての留意事項について、法科大学院入学前の科目等履修や共同開講科目の履修と、法学既修者認定との関係はどのように理解するべきか。

A19 共同開講科目として修得した単位は、学部（法曹コース）の単位としてカウントされるとともに、「法学既修者認定」（専門職大学院設置基準（以下、本回答中「設置基準」という。）第25条第1項）との関係では、「当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者」の認定において、当該科目の履修を当該認定の根拠とすることも可能。

科目等履修により修得した単位は、学部（法曹コース）の単位としてカウントされず、「入学前の既修得単位」（設置基準第22条第1項）として認定される単位として、46単位を上限に法科大学院の単位にカウントされ得る。また、「法学既修者認定」との関係では、「当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者」の認定において、当該科目の履修を当該認定の根拠とすることも可能。なお、「修業年限短縮」（設置基準第24条）との関係では、学部在籍時（法曹コース在籍時）に科目等履修により取得した単位は、大学院入学資格を取得する前に取得した単位のため、当該単位の取得を修業年限短縮の根拠とすることはできない。

Q20 認証評価団体が定める評価判定の視点に「特に、展開・先端科目に配置している科目において、法律基本科目の内容を取り扱うものはないか。この場合、当該科目が、法曹として一般的に必要とされる当該法律基本科目の理解の程度を超えて展開的・先端的内容を扱う場合であるか。」という視点があるが、科目等履修や共同開講の対象となる科目の一つとして想定している「法律基本科目と関連が深い展開・先端科目」とはどのようなものか。

A20 「法律基本科目と関連が深い展開・先端科目」とは、法律基本科目の内容そのものを取り扱うものではなく、その理解を前提に法律基本科目の履修後又は一部は並行して履修する法律学の分野に関する科目、具体的には、展開・先端科目のうちの専門職大学院設置基準第20条の3第6項に掲げる科目（選択科目）を想定している。

Q21 法学未修者が2年次で初めて学修する法律基本科目は、科目等履修や共同開講の対象としてよいか。

A21 連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置として、法律基本科目（応用科目を含む。）についても科目等履修や共同開講を積極的に活用することが期待されるところであり、御指摘の法律基本科目は科目等履修や共同開講の対象となる。

Q22 共同開講や科目等履修により修得した単位を法科大学院入学後に単位認定するものについて、対象科目の法科大学院のカリキュラムにおける配当年次は限定されないという理解でよいか。

A22 法曹コースにおける学修状況や履修科目の順次性に配慮することは必要であるが、法科大学院におけるカリキュラムの配当年次に関する制約はないと考える。

Q23 法曹養成連携協定をもとに開設した共同開講科目や科目等履修対象科目を法曹コース以外の学部学生が履修できるような制度設計にすることも可能か。

A23 法曹コースを設置する大学及び法科大学院を設置する大学双方の合意があれば可能。

【7（1）法曹コース修了予定者を対象とした特別選抜】

【7（1） 1）選抜方法】

Q24 1）選抜方法について、複数の協定先の中で、特定の大学が開設する法曹コース修了者のみ5年一貫型教育選抜の対象とすることは可能か。

A24 法曹養成連携協定の関係にある大学の中で、特定大学の法曹コースとは、5年一貫型教育選抜を行う協定を結び、その他の大学の法曹コースとは、開放型特別選抜を行う協定を結ぶことは認めない。なお、開放型特別選抜の中に地方大学からの専願枠以外に複数の選抜区分を設けることについては、協定関係にある大学間で取扱いが異なる限りは、各大学の工夫により可能。

Q25 1）選抜方法②について、「5年一貫型教育選抜」とあるが、法曹コースを4年で修了した学生（4+2となる場合）は対象とならない趣旨か。また、2）募集人員②について、法曹コースを4年で修了した学生は「定員の4分の1以内」に含まれないという理解でよいか。

A25 法曹コースは、法曹を志望する学生が法曹となるまでの時間的・経済的負担を軽減するため、学部を3年間で卒業し、法科大学院既修者コースに接続することを想定しているが、法曹コースを選択した学生が早期卒業を希望せず、4年間で修了することになって5年一貫型教育選抜の対象となりうる。したがって、特別選抜枠としての当該法科大学院入学定員の4分の1に含まれる。

Q26 開放型選抜の方法について、「法曹コースの成績、面接、法律科目の論文式試験等、法科大学院が適当と認める資料により、入学志願者の能力等を合理的に総合して判定する方法により実施する。」とあるが、法曹コースの成績や面接等、列挙されているものは網羅的に実施しなければならないのか。

A26 法曹コースの成績及び法律科目の論文式試験の結果については選抜資料とする必要があるが、これに加えてどのような事項を選抜資料とするかは、各法科大学院のアドミッションポリシーに基づき、各大学が決定するものとする。

Q27 法曹コースとの教育課程の連続性を重視した選抜を実施する場合は、法律科目の論文式試験は課さないということであるが、例えば選抜の時点では、上3法の所定単位修得及び成績のみで合否判定して一次合格とした上で、一次合格者を対象に法曹コース修了までに下4法の所定単位修得及び成績等をもって正式な合格とすることは可能か。

A27 可能。また、選抜の時点では、上3法の所定単位修得及び成績のみで合否判定して合格（法学既修者として認定）とした上で、かかる合格者を対象に法曹コース修了までに下4法の所定単位修得及び成績等をもって個別に履修免除の是非を判断することも可能。

Q28 5年一貫型教育選抜を実施する場合、「『法曹コース』の学生を対象とする特別選抜の導入に伴う法科大学院入学者選抜の全体イメージ」では「学部成績等で選抜」することとされているが、ここにおける学部成績等には学部成績以外にどのようなものを想定しているのか。

A28 例えば、面接や志望理由書が考えられる。

【7（1） 3）特別選抜の対象】

Q29 法曹コース修了者を対象とする「特別選抜」枠の法科大学院入試の受験資格について、例えば「法曹コース修了後5年以内の者に限る」といったように、法曹コース修了後、一定期間経過した者の出願を認めないことは可能か。

A29 今回の連携法の改正により開設される法曹コースは、法科大学院との教育の連続性を確保するものであり、特別選抜の対象となる者は、早期卒業制度を活用し、法曹コースを修了して法科大学院に入学しようとする者（法曹コース修了見込み者のみ）であることから、コース修了者は原則として特別選抜の対象とはならない。

Q30 早期卒業と法曹コースの修了要件が異なる場合、コースは修了したが早期卒業ができなかった場合に、コース修了後に4年次で特別選抜を受験することは可能なのか。

A30 法曹コースは早期卒業制度を活用し、法科大学院既修者コースに接続することを標準的な運用とするものであり、法曹コース修了要件と卒業要件を異なるものとして、御質問のような状況が生じることは望ましくない。

一方で、履修プログラム方式や独立教育プログラム方式により法曹コースを開設する場合には、法曹コースを修了した学生が4年次で特別選抜を受験することは妨げられるものではない。

【7（1）5）特別選抜の実施に関する留意事項】

Q31 5）特別選抜の実施に関する留意事項①②について、自大学法科大学院としか法曹養成連携協定を締結できなかった場合、結果として、特別選抜の対象が自大学の学生ばかりとなることについても認められない趣旨か。

A31 同一の募集区分においては、自大学と他大学の出身者について、異なる取り扱いをしてはならないという趣旨であり、（特に小規模な）法科大学院において、法曹養成連携協定の相手方が、自大学のみとなることを認めないという趣旨ではない。

Q32 法科大学院の入学選抜において推薦入試を実施することは可能か。その際、何らかの推薦状の提出を求めることは、大学院入学選抜実施要項（高等教育局長通知）第4に抵触しないか。（法科大学院の入学選抜において、法学部等に設置された法曹コース出身者を対象として、推薦入試を実施することを想定。）

A32 関係法令等に則り、公正かつ妥当な方法により実施されるのであれば、推薦入試を実施することは許容される。また、公正性・妥当性が合理的に確保されている限りにおいて、何らかの推薦状の提出を求めることが否定されるものではない。

Q33 法曹コースから開放型選抜で法科大学院を受験する場合、未修者コース1年次の必修科目（未修者コース2年次での履修ができない科目）の中で履修していない科目があることは認められないのか。

A33 法曹コースの受験者は論文式試験に課す科目の内容を受験までに履修しているものとする。

また、協定関係にない法曹コースの学生との関係では、出願要件として「入学選抜までに、論文式試験の出題範囲の学修を終えていること」を課すことのほか、未修者コース1年次の必修科目（未修者コース2年次での履修ができない科目）の中で履修していない科目がある場合には、①選抜試験とは別途、入学時ま

での間に科目試験を課すことや、②入学後に当該科目を履修させることなど、法曹コースの学生の学修量や到達度と適切なバランスをとりつつ、大学が適切であると判断する方法により実施するものとする。

Q34 法曹コースに属する地方大学出身者を対象とした特別選抜を実施する場合、5年一貫型教育選抜及び開放型選抜の選抜方法とは別の「推薦入試という他の選抜方法」を採ってもよいのか。

A34 法曹コース修了予定者を対象とする特別選抜で推薦入試を実施する場合でも、選抜方法は、5年一貫型教育選抜又は開放型選抜になる。地方大学出身者を対象とした特別選抜を実施する際に、募集人員に一定の枠を設けることが可能であり、出願に際して、出身大学の推薦を求められることができるという趣旨。

Q35 特別選抜枠の実施に際し、地方大学を除いて専願枠や自大学出身者の募集枠を設けることができないとされているが、法科大学院への進学者を増加させるためには、法曹コースごとに募集定員を設けることを可能とすべきではないか。

A35 特別選抜であっても法科大学院の教育を受けるに相応しい適性と能力を判定することに変わりはなく、優秀な志願者の確保を阻害するおそれもあることから、法曹コースごとに募集定員を設けることは不相当と考えている。

なお、特別選抜が単なる学生確保の手段とならないよう、法曹コースから特別選抜を経て入学した者の標準修業年限での修了率や司法試験合格率については、認証評価や加算プログラムの基礎額算定基準に組み込むとともに文部科学省としても目標値を設定し、その成果を検証していく予定。

Q36 5年一貫型教育選抜及び開放型選抜いずれの特別選抜枠においても法曹養成連携協定が必要なのか。

A36 必要。ただし、開放型選抜を実施する場合には、当面の間、協定先でない法曹コースであっても、他の法科大学院と認定法曹養成連携協定を締結している場合には、その修了見込み者は、開放型選抜の対象とすることが求められている。

Q37 令和4年度法科大学院入学者選抜においては、令和3年度の法学部4年生と法曹コース1期生（学部3年生）が、法科大学院入学者選抜に志願することになる。法科大学院全体でみれば定員未充足状態が継続しており、特段の措置は不要かも知れないが、適切な選抜のもと定員が充足している法科大学院には大学の申請に応じて臨時定員を認めるなどの経過措置が必要ではないか。

経過措置がない場合には、未修者コースの募集定員を減員することを検討しているが、その場合、どのような点に留意すればよいか。

A37 令和元年度の法科大学院総定員 2,253 人に対し、入学者は 1,862 人であり、400 人程度の欠員が生じており、臨時定員の措置は不要と考えているが、今後の法科大学院志望者数の動向などを踏まえて検討する。

なお、法曹コースを修了して法科大学院に入学を志願する者の募集人員を確保することを目的に未修者コースの募集人員を減員することは、多様な知識や経験を有する者を入学させる努力義務を負う法科大学院の役割を踏まえれば望ましくない。

Q38 「一般選抜」枠の法科大学院入試において、例えば法曹コース修了者については入試科目の一部を免除するなど、法曹コース修了者と、その他の受験者間で実質的に異なる内容の試験を実施することは可能か。

A38 一般選抜については、法曹コース出身者であるか否かを問わず、同一の試験・評価基準により合否判定を行うべきである。

【7（2）法曹コース出身者の法学既修者認定について】

Q39 これまで法学既修者として履修免除する科目の対象となっていない「2年次になって初めて学修する法律基本科目」や「基礎法学・隣接科目」について、今後は履修免除が可能となるとのことであるが、具体的にどのような方法により免除するのか。

A39 一括して履修免除する方法のほか、法曹コースにおける学修状況を個別に確認することにより、履修免除することが想定される。

Q40 「1）法学既修者認定の取扱い」について、仮にカリキュラム改正をして英米法総論を1年次配当の必修科目とし、これを「法学既修者認定」の対象科目とすると、入学者選抜において「英米法総論」の論述式筆記試験も課さねばならないのか。

A40 法曹コース出身者を対象とする特別選抜のうち、「5年一貫型教育選抜」においては法曹コースにおける学部成績を基に法学既修者認定をすることが可能であり、また、「開放型選抜」においては学部成績と論文式試験等を組み合わせることで選抜することになるものの、法学既修者認定のために網羅的に試験を課すことを求めるものではない。

Q41 「法学未修者が2年次になって初めて学修する法律基本科目」の履修免除について、法曹コース修了予定者が一般選抜を受験し、合格した場合でも、免除の対象としてよいか。

可能な場合、一般選抜で未修1年次に履修すべき科目のみを一括免除する者と一部2年次の科目も追加で免除する者が生じることとなるが、平成21年の中教審報告との関係で問題ないか。

A41 平成31年1月28日の中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会「『法曹コース』に関する考え方」において、特別選抜においては、法学未修者が2年次になって初めて学修する法律基本科目を履修免除の対象とすることを可能とする整理をしていることから、法曹コース修了予定者が一般選抜に合格して法科大学院に入学する場合においても、これと同様の扱いとすることも可能と考える。

Q42 5年一貫型教育選抜において、法学未修者が2年次になって初めて学修する法律基本科目（基礎科目）を法曹コースで履修し、単位取得している場合には、その成績をもって、履修免除してもよいか。

A42 開放型選抜及び5年一貫型教育選抜いずれの特別選抜においても法学未修者が2年次になって初めて学修する法律基本科目（基礎科目）を法曹コースで履修し、単位修得している場合には、法学既修者認定の対象とすることを可能としている。

【9 制度の開始時期】

Q43 今後、法曹コースを開設しようとする場合、大学進学を目指す高校生に周知するためには、法曹コースの設置予定と、協定先の法科大学院を予定として公表する必要があるが、予定であることを前提に、公表の要件は何か。

A43 法科大学院との間での周知に関する合意があれば、以下の3点に留意の上、広報活動をすることは可能。

- ・「法曹コース」の設置は、予定であること。
- ・「法曹コース」を志願する入学志願者に、早期卒業制度を理解してもらえるようにすること（必ずしも3年で卒業できるとは限らないことについて十分に説明することが必要）。
- ・「法曹コース」の選択後、連携法科大学院が実施する特別選抜に出願するための要件を説明すること（法曹コースへの登録が、法科大学院への入学を確約するものではないことについて十分に説明することが必要）。

Q44 法曹コース設置時に法曹コースを選択できる学生は、その時点における学部2年生が想定されているかと思うが、3年生以上でも選択する制度とすることは可能か。

A44 可能。なお、法曹コースは早期卒業を前提としていることから、4年次からコース選択することは想定していない。

Q45 平成30年度に入学し、1年次に留年をして、令和2年度に2年次に進級した学生は、法曹コースを選択してもよいのか。

A45 可能。

Q46 関係法令の施行前であっても、法曹養成連携協定を締結する予定の法科大学院と、当該法科大学院の未修者コース1年次の学修内容と同等の内容を修めることができるカリキュラムとして合意できていれば、次年度新入生に対し、法曹コースのカリキュラムやコースの選択要件を提示することは可能か。

A46 法的な効果は生じないが、ガイドライン等を踏まえ、法曹コースを開設しようとする大学と協定を締結予定の法科大学院が合意できていれば、準備を進めることは可能。

Q47 法曹コースに関する法令の改正前に入学した学生に対して、「7 法曹コースと法科大学院との接続」で整理されている特別選抜を実施しても構わないか。

A47 現在の法科大学院既修者コースへの学生の受入れに関しては、法学既修者認定試験の実施により、対象となる1年次配当の必修科目を一括して行うこととなっており、学部学生の成績をもとに法学既修者認定を行うことはできないことから、特別選抜の対象は、令和元年度の大学入学者から対象となることを想定。

Q48 学部入試について、法曹コースへ進むことを念頭においた推薦入試枠を2020年10月から導入したいと考えているが、2年前予告ルールは適用されるか。

A48 入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表することが必要であることから、この趣旨を踏まえ、各大学の判断において適切に実施すべき。なお、その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努めること。

Q49 法曹コースを設置する学部の授業の質について、法科大学院の認証評価の対象となるか。

A49 学部の授業が法科大学院の認証評価の直接の対象となることは想定していないが、協定内容及びその履行状況、特別選抜により連携法科大学院に進学した法曹コース出身者の司法試験合格率等は法科大学院の認証評価の対象となり、法曹コースを設置する学部の授業の質について間接的にはあるが、評価の対象となる。

なお、評価の実施に当たっては、法曹コースの教育の実施状況等を法科大学院がどの程度把握しているか等の観点から法科大学院が保有する資料を基に評価することとし、評価のために法曹コース設置学部から新たな資料を要求することがないよう、今後、認証評価機関と調整したい。

Q50 入学後に学生が選択可能なコースを新たに設けることは可能か。

A50 コースの新設は可能であると考えられるが、新設時点において在学中の学生が新設されたコースに転ずることができるか否かについては、当該学生が当該新設コースに中途より転じたとしても当該新設コースの教育目標を達成できる場合に限るべきものと考えられる。

Q51 学生の不利益にならなければ、在学中に卒業要件を変更することは可能か。
(例えば、「卒論必須」から「卒論または専門分野から8単位」に変更し、在学中の学生から適用)

A51 学生は入学時に定められていた卒業要件の達成を目標として数年次にわたり計画的に学修するものであることから、教育目標のより効果的な達成が確実となるなど、特別な場合を除けば、一般論として在学中に卒業要件を変更することは適切ではないものと考えられる。

Q52 法曹コースを開設するために早期卒業制度を導入することを求められているが、学部入学後の学生にも早期卒業制度を適用することは可能なのか。

A52 法曹コースは、学部の早期卒業を前提に、法科大学院と連携した教育を行うものであることから、入学時に想定されていた教育目標の達成を損なうものでなければ、現在既に入学している学生を対象として早期卒業制度を導入することは差し支えない。

【連携法改正関係（連携協定以外）】

Q53 連携法の改正により、早期卒業・飛び入学による入学希望者（以下「早期卒業者等」と呼ぶ）に対し法科大学院入試において「適切な配慮」を行うことを要することとなるが、「適切な配慮」の対象となる早期卒業者等には、法学を履修する課程以外の課程の早期卒業者等も含まれるのか。

A53 法学を履修する課程以外の学部出身者も含まれる。

Q54 改正連携法の施行日は令和2年4月1日となっているが、法学未修者、社会人、早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する入学者選抜における配慮義務の適用は令和3年度入学者選抜からでよいか。

A54 よい。

Q55 法学未修者、社会人、早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する入学者選抜における配慮内容として、一般の受験生とは別の方法で入試を実施する必要があるか。一般の受験生と同様の試験を実施し、合否判定時に優先枠を設けて対応するというだけでも問題ないか。

A55 配慮の内容は、選抜枠を別にする方法だけではなく、一般の受験生と同様の試験を実施し、合否判定時に優先枠を設ける方法も考えられるが、後者の場合には、優先枠が設けられていることだけではなく、選抜基準が異なることを募集要項等で予め受験生に明示することが必要。

Q56 連携法第 10 条の「職業経験を有する者等への配慮」について、平成 30 年度から「入学者に占める法学未修者や社会人の割合を 3 割以上とする努力目標」が撤廃されたが、改めて優先枠を設定することになるのか。

A56 数値基準については設定しないこととしたが、法学未修者を含む多様な人材を法曹として養成するという基本理念に変更はなく、今回の連携法改正において入学者の時期・方法等について、法学未修者や社会人に対する配慮義務を規定したものである。

なお、どのような選抜枠を設ける場合でも、入学者の質を確保することは当然に必要であり、質が担保されないような選抜を実施することは適切ではないことに留意願いたい。

Q57 連携法第 10 条の規定による入学者選抜における配慮義務について、法学を履修する課程以外の学生が早期卒業・飛び入学により進学するときに、既修者コースに進学する場合と未修者コースに進学する場合では、それぞれどのような「配慮」が必要なのか。

A57 法学を履修する課程以外の学生が早期卒業・飛び入学により既修者コースを志望する場合に想定される配慮については、法学を履修する課程の学生と異なるものはないと考える（選抜の時期や試験実施科目への配慮等）。

また、未修者コースを志望する場合には、配慮内容は法学を履修する課程以外の大学の課程を 4 年かけて卒業した者に対する「配慮」と同じ内容が考えられる（理系学部等からの入学者の枠の設定等）。

Q58 学校教育法の一部改正により、大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、当該者と同等以上の資質・能力を有すると認められる者が追加されたが、その判断材料として学校教育法施行規則第 160 条の 2 に規定された「当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するかどうかを判定するために実施する試験の結果」とは何か。共通到達度確認試験のことか。

また、その試験はいつ実施されることになるのか。具体的にどのように活用されることが考えられているのか。

A 58 専門職大学院設置基準第 25 条第 1 項の規定に基づき、「当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する」か否かを判定するために各法科大学院が実施している法学既修者認定試験のことである。

また、現在の法学既修者認定試験は、各大学が適切な時期に実施しているものと認識しているが、飛び入学の判断材料とする場合には、その判断をする時期までに実施することになり、当該試験の成績を、学部成績と併せ考慮して、飛び入学の可否を判定することを想定している。

(申請書)

法曹養成連携協定に係る認定申請について

令和〇年〇月〇日

文部科学大臣 殿

連携する大学の学部における連携法曹基礎課程は、早期卒業制度の導入など大学として判断を要することが含まれますので、必ず大学間での合意形成をした上で、法科大学院のある大学の学長が責任を持って申請してください。

〇〇大学 学長
 〇〇 〇〇
 (公印省略可)

本学の法科大学院（〇〇研究科〇〇専攻）の教育との円滑な接続を図るための課程を〇〇大学が〇〇学部〇〇学科に置き、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条第2項に規定する事項等について、別添のとおり協定を締結しましたので、同条第3項に該当することについて、同条第1項に基づき、認定くださるようお願いいたします。

本学の法科大学院及び協定を締結した〇〇大学の連携法曹基礎課程の概要は下記のとおりです。

記

法科大学院を置く大学の名称	
法科大学院の名称	
法科大学院の入学定員	
特別選抜の募集人員（5年一貫）	
特別選抜の募集人員（開放型別）	

法曹コースを置く大学の名称	
法曹コースを置く学部・学科の名称	
法曹コースを置く学部の入学定員	
法曹コースを置く学科の入学定員	
法曹コースの名称	
法曹コースの定員	

(本件連絡先)

事務担当者名		所属部署	
連絡先	(電話番号) (E-mail)		

こちらに記載の担当者、連絡先に申請内容等の問い合わせを
いたしますので、御対応いただける方を御記載ください。

A大学（大学院〇〇研究科）及びB大学（法学部）の法曹養成連携協定（案）

A大学（以下「甲」という。）とB大学（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

【解説】連携法においては、法曹養成連携協定は「大学」対「大学」で締結するものとされているが、「法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン」（令和元年10月31日文科省高等教育局専門教育課専門職大学院室）（以下「ガイドライン」という。）に記載のとおり、学長からの権限委任を受けて部局間で締結することも可能である。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が・・・ことを目的とするものである。

（法曹養成連携協定の対象） 連携法第6条第2項第1号関係

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 A大学大学院学則第〇条に規定する甲の□□研究科△△専攻
- 二 連携法曹基礎課程 B大学法学部規則第〇条に規定する乙の■■学部▲▲学科▼▼コース（以下、「本法曹コース」という。）

【解説】本協定によって連携関係に入る対象を明確化する必要がある。特に、法曹コースについては、法学部に設けられている複数の学科・コースのうちのいずれかを示すことが多いと思われるため、適確に規定する必要がある。

（法曹コースの教育課程） 連携法第6条第2項第2号、第3項第4号関係

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙第1のとおり定める。

【解説】法曹コースの教育課程は、必ずしも協定本文（条文中）に規定することは要しないが、連携法の規定を踏まえ、協定本体に規定するべきであり、細則等に委任することはできない。

また、連携法第6条第3項第4号の文部科学省令において、認定要件として、以下の①～④を規定しており、これらの要件を網羅する必要がある。

- ① 法律基本科目の基礎科目（法学既修者認定により履修免除される法律基本科目の基礎科目に限る。）に相当する科目が、法曹コースにおいて、必修科目として連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう段階的かつ体系的に開設されていること。

② ①のほか、法曹コースにおける教育の実施に関し、科目等履修における配慮その他の連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置が講じられていること。

③ 法曹コースに関し、早期卒業の認定基準が整備されていること。

④ 早期卒業を希望する学生に対する、適切な学習指導の実施等の十分な教育的配慮を行う体制が構築されていること。

①及び②については、法曹コースの教育課程と連携法科大学院の教育課程との対応関係や、法曹コースから連携法科大学院への円滑な接続が担保されていることが分かる書類を付属資料様式1及び2として提出を求め、協定内容の妥当性を確認する。

③及び④については、協定本体において、対応する規定を整備すべきである。③については、連携法第6条第2項第3号の法曹コースにおける「成績評価の基準」、④については、同項第4号の法曹コースにおける「教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項」として、別途条項を設けて規定することも考えられる。

(法曹コースと法科大学院の教育との円滑な接続を図るための措置)

連携法第6条第2項第2号、第3項第4号関係

第 条 本法曹コースと連携法科大学院の教育との円滑な接続を図るため、第6条において甲が行うものとする協力の他、乙は、甲との連携の下、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 ○○に関し、□□すること

二 ●●に関し、△△すること

【解説】法曹コースと連携法科大学院の教育との円滑な接続を図るための措置として、本協定書様式第6条の他に取組むことがある場合に規定するものとする。

(法曹コースの成績評価) 連携法第6条第2項第3号関係

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別紙第2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

【解説】法曹コースの成績は特別選抜の基礎資料として活用されるものであるため、連携法科大学院の側と法曹コースの側が十分に協議した上で、双方が納得できる水準で成績評価が行われることが必要である。

なお、成績評価に関する注意事項は、ガイドライン5(2)や10のQ&Aを参照されたい。

(法曹コースの早期卒業の基準等) **連携法第6条第3項第4号関係**

第5条 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙第3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

2 乙は、本法曹コースの学生が、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹コースの学生が当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。

- 一 本法曹コースの学生5名につき1名の教授を学修指導教員として配置すること
- 二 前号の学修指導教員を補佐し、学修その他の就学に関する助言を行う教員として実務経験のある教員を配置すること
- 三 乙は、前二号に関して、学生の満足度を把握するため、少なくとも年に2回は前二号の教員以外の教員との面談の機会を設けるとともに、その結果を第6条第2項に規定する連携協議会に報告し、必要に応じて学修支援体制の見直しを行うこと

【解説】法曹コースの早期卒業の基準や早期卒業の認定を受けようとする学生への支援体制は、学部の3年と法科大学院法学既修者コース2年のいわゆる3プラス2を実現し、標準的な運用をしていくためのものである。したがって、早期卒業を希望した学生が、基準を満たせば早期卒業することが可能となるよう、連携法科大学院の側と法曹コースの側が十分に協議した上で、双方が納得できる基準及び学修支援体制を構築することが必要である。

(甲の乙に対する協力等) **連携法第6条第2項第2号及び第4号、第3項第4号関係**

第6条 甲は、本法曹コースにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 連携法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹コースの学生に対し、連携法科大学院の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること
 - 二 乙の求めに応じ、本法曹コースにおいて開設される科目の一部の実施に当り、連携法科大学院の教員を派遣すること
 - 三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと
- 2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。
- 3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

【解説】具体的な協力内容は当事者間に委ねられているが、本協定第3条の解説において記載のとおり、連携法第6条第3項第4号の文部科学省令において、認定要件の一つとして、法曹コースにおける教育の実施に関し、連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置が講じられていることが規定されており、当該要件に関連して、法曹コースの学生が、法科大学院の法学既修者が学修する内容についても履修できるよう、連携法

科大学院が開設する法律基本科目の応用科目に関する科目等履修の機会の提供や同じく応用科目に関する連携法科大学院と法曹コースによる共同開講科目の開設、教員の派遣といった協力を行うことが考えられる（もともと、当該要件は、法曹コースにおいて、関連科目を「自ら開設」することにより満たすことも可能である。）。

なお、本条の規定内容は、あくまで例示である。

（入学者選抜の方法）**連携法第6条第2項第5号、第3項第2号関係**

第7条 甲は、本法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

- 一 5年一貫型教育選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜
- 二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜

2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙4のとおりとする。

【解説】5年一貫型教育選抜と開放型選抜は、各大学の判断により、いずれかのみを実施することとしても差し支えない。

（協定の有効期間）**連携法第6条第2項第6号関係**

第8条 協定の有効期間は、令和〇年4月1日から〇年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に〇年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

【解説】具体的な有効期間は当事者の合意に委ねられているが、極端に短い期間を設定することで、法曹を志望する学部学生に不安を与えることがないように、一定程度の長期間（例：5年間）を設定することが望ましい（協定の更新拒絶の締切りも同様）。

また、仮に協定の廃止に係る規定を設ける場合には、連携法第6条第3項第3号の規定を踏まえ、学生に不利益が及ばないように配慮することが必要である。

※本協定例では、当該配慮を第9条に規定している。

(協定に違反した場合の措置) **連携法第6条第2項第7号関係**

第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当に期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

【解説】具体的な措置の内容は当事者間の合意に委ねられているが、仮に協定の廃止に係る規定を設ける場合には、連携法第6条第3項第3号の規定を踏まえ、学生に不利益が及ばないよう配慮することが必要である。※本協定例では、当該配慮を第10条に規定している。

(本協定が終了する場合の特則) **連携法第6条第2項第6・7号、第3項第3号関係**

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲又は乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲又は乙が本協定の廃止を通告した時点において現に本法曹コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本法曹コースを修了するときに、終了するものとする。

【解説】連携法第6条第3項第3号において、認定要件として、「法曹養成連携協定の内容が、連携法曹基礎課程の学生の不利益とならないよう配慮されたものであること」を規定している。本規定を踏まえ、協定廃止によって現に法曹コースに在籍する学生や法曹コースへの登録を検討している学生、当該法曹コースを現に目指している大学入学志願者の進路が不当に閉ざされることのないよう、そのような場合における、学生に対する配慮を規定することが必要である。

(協定書に定めのない事項) **連携法第6条第2項第8号関係**

第11条 甲及び乙は、協定に定めのない事項であって協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

【解説】連携法第6条第2項第8号は、当事者間で必要と判断する事項があれば協定に規定するよう求めるものであり、本条の規定内容はあくまで例示である。この他、大学間の協定の事例を見ると、個人情報の取扱いに係る規定や損害賠償に係る規定、裁判所の合意管轄に係る規定を定めている事例がある。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙

学長（代理人） _____ 学長（代理人） _____

【解説（再掲）】連携法においては、法曹養成連携協定は「大学」対「大学」で締結するものとされているが、ガイドラインに記載のとおり、権限委任を受けて部局間で締結することも可能である（「代理人」の記載はその際に用いるものである。）。

※ 大学間で公印の省略について、調整することは可能である。

1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的に開設するため、次のように本法曹コースの教育課程を編成する。
(法曹コースにおけるカリキュラムポリシーを記載)

2. 乙の法曹コースの教育課程

学年	学期	必修科目		選択必修科目		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	前期						
	後期						
2年	前期				※1		
	後期						
3年	前期				※2		
	後期						
合計							※3

※1 この中から○単位以上の修得が必要

※2 この中から○単位以上の修得が必要

※3 合計○単位以上の修得が必要

【解説】 学位プログラムとして法曹コースを開設する場合は、教養教育に相当する科目は記載せずに単位の合計欄に卒業要件単位数を記載し、上記に記載する科目の最低修得単位数を括弧書きすること。

各科目の配当時期については、配当が予定される時期を記載することとし、学生の履修方法や年度により若干の変更があったとしても、連携法第7条第1項に基づく協定変更には該当しないこととする。なお、法曹養成連携協定の変更については、ガイドライン4を参照のこと。

<別紙2>

乙の法曹コースにおける成績評価の基準（例）

評価	成績通知書の表示	評価の割合
100-90	A+	10%以内
89-80	A	20%程度
79-70	B	40%程度
69-60	C	30%程度
59-0	F	
出席日数、試験、レポート、授業中の小テスト等を総合したうえで、評価に必要な要件を欠いている	G	
試験欠席	H	

- ※ 評価基準及び評語の意味を記載すること。
- ※ 評価の割合欄については、大学において特段定めのない場合には設けずともよい。
- ※ 上記のほか、成績の評価基準や評価方法を記載することに加え、GPAを活用している場合はGPの評価基準やGPAの算出方法についても記載すること。

<別紙3>

乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

- ※ 年間の履修条件（キャップ）の上限を超えて科目の履修を認める場合の要件及び早期卒業を認定する要件を記載すること。

<別紙4>

法曹コースを修了して甲の法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

- ※ 入学者選抜の方式ごとに、募集人員、対象者、出願要件、合否判定の方法を記載すること。

1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的に開設するため、次のように本法曹コースの教育課程を編成する。
(法曹コースにおけるカリキュラムポリシーを記載)

2. 乙の法曹コースの教育課程

学年	学期	必修科目			選択必修科目			選択科目		
		科目名	単位数	ページ	科目名	単位数	ページ	科目名	単位数	ページ
1年	前期									
	後期									
2年	前期									
	後期									
3年	前期									
	後期									
合計										※3

※1 この中から○単位以上の修得が必要

※2 この中から○単位以上の修得が必要

※3 合計○単位以上の修得が必要

【解説】 学位プログラムとして法曹コースを開設する場合は、教養教育に相当する科目は記載せずに単位の合計欄に卒業要件単位数を記載し、上記に記載する科目の最低修得単位数を括弧書きすること。

各科目の配当時期については、配当が予定される時期を記載することとし、学生の履修方法や年度による若干の変更があったとしても、連携法第7条第1項に基づく協定変更には該当しないこととする。

なお、法曹養成連携協定の変更については、令和2年6月25日一部改訂「法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン」4 法曹養成連携協定の変更を参照のこと。

ページ欄には、参照すべきシラバスのページ番号（付属資料様式2に添付のシラバスのページ番号）を記載すること。

連携法科大学院において法学既修者認定による履修免除又は
既修得単位認定を行う法曹コース開設科目の対応表

1. 連携法科大学院開設科目と法曹コース開設科目の対応表 (全体)

	連携法科大学院 開設科目	配当 年次	単 位数	当該科目の履 修の結果とし て求められる 到達度	該 当ペ ージ	法曹コース 開設科目	配当 年次	単 位数	当該科目の履 修の結果とし て求められる 到達度	該 当ペ ージ
一括免除対象科目	民法 i 民法 ii 民法 iii 民法 iv			民法総則、○ ○、○○、○○ について・・・ について理解 し、概説でき る。		民法 i 民法 ii 民法 iii 民法 iv				
				
	刑法各論					刑法 ii 刑法実践				
個別免除科目										
(共同開講科目を含む) 科目等履修						/				

※1 連携法科大学院開設科目のうち未修者コース1年次配当の必修科目については、既修者認定により対象科目を一括して履修免除することを基本とする。未修者コース2年次配当の法律基本科目の基礎科目や基礎法学・隣接科目について履修免除の対象科目とする場合は、法曹コースにおける履修方法に応じて「一括免除対象科目」欄又は「個別免除科目」欄に記載すること。

※2 該当ページ欄には、本対応表とともに提出するシラバスの参照すべきページ番号を記載すること。

※3 本対応表及びシラバスは、以下①から⑩の順に並べた上で、通し番号を付して提出すること。またシラバスの目次も作成し、全て片面印刷とすること。

	連携法科大学院開設科目	配当年次	単位数	当該科目の履修の結果として求められる到達度	該当ページ	法曹コース開設科目	配当年次	単位数	当該科目の履修の結果として求められる到達度	該当ページ
一括免除対象科目	①					②				
	③					④				
	⑤					⑥				
個別免除科目	⑦					⑧				
	⑨					⑩				
科目等履修 (共同開講科目を含む)	⑪					/				

2. 連携法科大学院開設科目と法曹コース開設科目の対応表（連携法科大学院開設科目ごと）

（例）

（1）民法 i（一括免除対象科目 or 個別免除科目の別、配当年次：○、単位数：○、シラバス該当ページ：p.○）

※ 連携法科大学院開設科目

連携法科大学院開設科目 授業内容	法曹コース開設科目	該当ページ (法曹コース開設科目)	配当年次	単位数	対応しない場合でも到達目標の達成に影響がないと考える理由
第1回 …	…	p.10			
第2回					
第3回					

・
・
・

（6）刑法各論（一括免除対象科目 or 個別免除科目の別、配当年次：○、単位数：○、シラバス該当ページ：p.○）

※ 連携法科大学院開設科目

連携法科大学院開設科目 授業内容	法曹コース開設科目	該当ページ (法曹コース開設科目)	配当年次	単位数	対応しない場合でも到達目標の 達成に影響がないと考える理由
第1回 傷害罪・殺人罪	「刑法Ⅱ」第1回	p.40			
第2回 同意殺人罪など	同第2回	p.40			
第3回 住居侵入罪	「刑法実践」第8回	p.45			
第3回 秘密漏示罪	対応なし				重要性が高くなく、刑法各論を 理解し、「説明できる」という到 達目標において不可欠な内容で はないと考えるため。
...			

※ 連携法科大学院開設科目ごとに授業内容を記載し、法曹コース開設科目との対応関係、対応しない場合、その理由等記載ください。

法曹コース及び特別選抜の規模の考え方

(基本情報)

法科大学院を置く大学の名称	
法科大学院の名称	
法科大学院の入学定員	
特別選抜の募集人員（5年一貫）	
特別選抜の募集人員（開放型）	

法曹コースを置く大学の名称	
法曹コースを置く学部・学科の名称	
法曹コースを置く学部の入学定員	
法曹コースを置く学科の入学定員	
法曹コースの名称	
法曹コースの定員	

(法曹コース及び特別選抜の規模の考え方)

①法曹コースの定員設定の考え方
<p>(記入例)</p> <p>①の(備考)のとおり、……………、法科大学院修了時のGPAは〇〇以上となっているところである。</p> <p>また、……………により、……………が、本学法科大学院に入学することが期待される。</p> <p>これらの学生の学部時代のGPAは、……………にあり、……………によって、①-1に掲げる目標値の達成は十分に可能と考えている。</p> <p>また②のGPAの水準に達することができるのは、……………にあり、……………ことから、その合格率〇〇%は維持できると考えている。</p>

②特別選抜の募集人員の考え方
<p>(記入例)</p> <p>本協定の他、A大学及びB大学とも法曹養成連携協定を締結する予定であり、入学者の水準は、⑥に記載した考え方に基づいている。</p> <p>このうち、5年一貫型選抜の募集人員〇〇人は……………を想定して設定しており、……………を分析した結果、……………ことから、合計〇〇人と設定している。</p> <p>同様の考え方に基づいて、……………設定しており、本協定に基づく入学者〇〇人、A大学及びB大学から〇〇人の合計〇〇人を設定している。</p>

(参考情報)

①-1 法曹コース修了者の法科大学院 修了直後の司法試験合格率	(目標値) % (合格者〇人/受験者〇人)
①-2 法曹コース修了者の法科大学院 在学中の司法試験合格率	(目標値) % (合格者〇人/受験者〇人)
(備考) 法科大学院修了直後の司法試験合 格率	(令和元年) % (合格者〇人/受験者〇人) (過去5年間) % (合格者〇人/受験者〇人)
②①において合格が見込まれる学生の法 曹コース修了時の GPA	
(備考) GPA 算出方法	
③②における GPA の獲得が見込まれる学生 数 (単年度)	人
④①において合格が見込まれる学生の法 科大学院修了時の GPA	
(備考) GPA 算出方法	
⑤④における GPA の獲得が見込まれる学生 数 (単年度)	人
⑥法曹コースを修了し、入学する者の法学既修者認定の方法及び認定基準	
(記入例) 法律基本科目 (基礎科目) について、・・・・・・・・法曹コースの成績を確認。 認定基準は、履修免除する科目について、・・・・・・・・以上とし、対応する各科目の成 績が当該水準に達していない場合は、法科大学院入学後に未修コース1年次の該当科目 を履修することとする。	

協定記載事項チェック表

協定記載事項（連携法第6条第2項関係）	認定要件（連携法第6条第3項関係）	協定中の条項
—	連携法科大学院を設置する大学が、学校教育法第109条第6項に規定する適合認定を受けていること（第1号）	—
法曹養成連携協定の主体となる連携法科大学院及び法曹コースの名称（第1号）	—	
連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための法曹コースにおける教育課程の編成その他の連携法科大学院における教育と法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るために必要な措置に関する事項（第2号）	連携法科大学院における教育と法曹コースにおける教育との円滑な接続に資するものとして以下に適合すること。（第4号） 専門職大学院設置基準第20条の3第2項（新設）に規定する法律基本科目の基礎科目（法科大学院が、同第25条第1項に基づきその単位を修得したものとみなす科目に限る。）に相当する科目が、法曹コースにおいて、必修科目として段階的かつ体系的に開設されていること。（認定省令第3条第1号）	
	法曹コースにおける教育の実施に関し、科目等履修における配慮その他の当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置が講じられていること（認定省令第3条第2号）	
	法曹コース養成基礎課程に関し、早期卒業の認定に関する基準が整備されていること（認定省令第3条第3号）	
	早期卒業の認定を受けようとする学生に対する、適切な学修指導の実施その他の教育的配慮を行う体制が構築されていること（認定省令第3条第4号）	
法曹コースにおける成績評価の基準（第3号）	—	
法科大学院を設置する大学の法曹コースにおける教育の実施のために必要な協力に関する事項（第4号）	—	
法曹コース修了予定者を対象とする連携法科大学院における入学選抜の方法（第5号）	法曹コースにおける科目の単位の修得の状況を踏まえ、入学者の適性の適確な評価に配慮した公平な入学選抜を行うこととされていること（第2号）	
法曹養成連携協定の有効期間（第6号）	—	
法曹養成連携協定に違反した場合の措置（第7号）	法曹養成連携協定に違反した場合の措置その他の法曹養成連携協定の内容が、法曹コースの学生の不利益とならないよう配慮されたものであること（第3号）	
その他必要な事項（第8号）	—	

【記入要領】

「協定記載事項（連携法第6条第2項関係）」及び「認定要件（連携法第6条第3項関係）」のそれぞれに対応する協定書中の条項を「協定書中の条項」欄に記載すること。

【法学部】

法科大学院修了時に右記GPAを修得し、修了直後に合格した学生の法学部時代のGPAの平均 (②①において合格が見込まれる学生の法曹コース修了時のGPA)

上記GPAの獲得が見込まれる学生数 (③②におけるGPAの獲得が見込まれる学生数 (単年度))

人

【法科大学院】

修了直後に合格した学生の法科大学院修了時のGPAの平均 (④①において合格が見込まれる学生の法科大学院修了時のGPA)

上記GPAの獲得が見込まれる学生数 (⑤④におけるGPAの獲得が見込まれる学生数) (単年度)

人

合格した学生から
逆算

平均〇人/年

【司法試験】

(備考) 法科大学院修了直後の司法試験合格率<法学既修者>

(令和元年) %
(合格者〇人/受験者〇人)
(過去5年間) %
(合格者〇人/受験者〇人)

現状

合格が見込まれる学生 〇〇人

連携先ごとに算出して合算

原則

【法曹コース】
〇〇人

【特別選抜枠設定の考え方】

※「合格が見込まれる学生」よりも多い数を設定する場合は、その理由と、成績認定や修了要件を厳格にするなどして修了者の質が下がることはないようにすることが必要。

【特別選抜枠】
〇〇人

5年一貫型 (開放型) ※当面の間

【特別選抜枠設定の考え方】

①特別選抜枠は「合格が見込まれる学生」の数を原則として、修了直後の司法試験合格率を達成出来る範囲で設定する。
②ただし、①よりも多い数を設定する場合は、その理由と、成績認定や特別選抜枠の出願要件を厳格にするなどして「合格が見込まれる学生」よりも低い水準の学生が入学し、特別選抜枠の入学者の質が下がるとはならないようにすることが必要。

⑥法曹コースを修了し、入学する者の法学既修者認定の方法及び認定基準

【目標】

- ①-1 法曹コース修了者の法科大学院修了直後の司法試験合格率 (目標値) %
(合格者〇人/受験者〇人)
- ①-2 法曹コース修了者の法科大学院在学中の司法試験合格率 (目標値) %
(合格者〇人/受験者〇人)

※早期卒業+特別選抜+標準修了年限修了者のみを母数として算定
※①-1は少なくとも70%以上。
特に初年度はより厳しい状況を想定して設定。

【法学部】

法科大学院修了時に右記GPAを修得し、修了直後に合格した学生の法学部時代のGPAの平均 (②①において合格が見込まれる学生の法曹コース修了時のGPA) **3.1**

上記GPAの獲得が見込まれる学生数 (③②におけるGPAの獲得が見込まれる学生数) **25人**

※過去5年間にGPA3.1以上で本LSに入學し、2年間で修了して、修了直後の司法試験に合格した学生の数の平均

【法科大学院】

【1学年】未修20人 既修80人

修了直後に合格した学生の法科大学院修了時のGPAの平均 (④①において合格が見込まれる学生の法科大学院修了時のGPA) **2.5**

上記GPAの獲得が見込まれる学生数 (⑤④におけるGPAの獲得が見込まれる学生数) (単年度) **25人**

※過去5年間の平均

合格した学生 25人

【司法試験】

(備考) 法科大学院修了直後の司法試験合格率<法学既修者> (令和元年) 70% (合格者56人/受験者80人)

(過去5年間) 70% (合格者280人/受験者400人) ※うち、協定先の法学部出身者は**126人**。1年当たり**25人**。

【法曹コース 25人】

従前よりLSと連携し、法曹プログラムを開設し、厳格な成績評価に基づいて**GPA3.1以上**の学生を修了者として認定してきたところ、過去5年間の修了者は104人であり、そのうち96人がLSに進学していることから、**170名** **単年度で25人程度の学生がLSに進学**すると考え、法曹コースの定員を設定した。

【特別選抜枠 25人】

【5年一貫型 募集人員20人】
学部時代にGPA3.1以上を獲得し、**法曹プログラムを修了した学生は、ほぼ全員が本学のLSに進学していることから、その大多数の者が特別選抜で入学できるように5年一貫型の枠を設定した。**

【目標】

①-1 法曹コース修了者の法科大学院修了直後の司法試験合格率 (目標値) 100% (合格者20人/受験者20人)

※厳格な成績評価・選抜によって合格率は当然に100%を目標としている。

【法学部】

【法科大学院】

【司法試験】

【1学年】未修20人 既修40人

法科大学院修了時に右記GPAを修得し、修了直後に合格した学生の法学部時代のGPAの平均 ②①において合格が見込まれる学生の法曹コース修了時のGPA) **3.5**

上記GPAの獲得が見込まれる学生数 (③②におけるGPAの獲得が見込まれる学生数) **8人**

※過去5年間にGPA 3.1以上で本LSに入學し、2年間で修了して、修了直後の司法試験に合格した学生の数の平均

修了直後に合格した学生の法科大学院修了時のGPAの平均 ④①において合格が見込まれる学生の法科大学院修了時のGPA)

上記GPAの獲得が見込まれる学生数 (⑤④におけるGPAの獲得が見込まれる学生数) (単年度) **8人**

※過去5年間の平均

合格が見込まれる学生 8人

(備考) 法科大学院修了直後の司法試験合格率<法学既修者>
(令和元年) 20% (合格者8人/受験者40人)
(過去5年間) 20% (合格者50人/受験者250人)
※うち、協定先の法学部出身者は**39人**。
1年当たり**8人**。

【法曹コース 30人】

法曹コースの定員を特別選抜枠よりも大きく設定する理由は、コース選択時点では広く法曹に関心のある優秀な学生を受け入れるためであり、最終的に司法試験に合格することが期待されるGPA 3.5を早期卒業要件とする。また、過去5年間で他大学LSに進学し、修了直後に司法試験に合格した学生の卒業時GPA 3.5をコース修了要件とすることで、コースの質を確保する。

【特別選抜枠 15(11)人】

【5年一貫型 募集人員8(6)人】確実に合格が期待される**GPA 3.8**を**出願要件**として、5年一貫型の募集人員に設定。実際に入學することが想定される人数は、過去の実績から算出した**6人**に、新制度の効果として増えることを見越して若干名を加えた**8名**。

【開放型 募集人員7(5)人】**出願要件3.5**に加え、**論文式試験の得点率65%**を**合格要件**に設定(過去5年間修了直後に司法試験に合格した学生の入学者選抜時の最低得点率)。実際に入學することが想定される人数は、過去の実績から算出した**5人**に、新制度の効果として増えることを見越して若干名を加えた**7名**。

上記の通り、**実際に入學することが見込まれる人数は11名**だが、学生が**萎縮効果**によってLSへの進学を躊躇することがないよう、**枠は15人**と設定する。ただし、出願要件にGPA 3.5以上を課すことにより、**修了後1年目までに合格が見込まれる学生のみを入學させること**としている。

【目標】

①-1 法曹コース修了者の法科大学院修了直後の司法試験合格率 (目標値) 70% (合格者8人/受験者11人)

令和〇年〇月〇日

【変更申請伺】法曹養成連携協定において定めた事項を変更する場合の事前相談票

令和〇年〇月〇日元文科高第〇号にて認定を受けた「〇〇大学（大学院〇〇研究科）及び〇〇大学（〇〇学部）の法曹養成連携協定」で定めた内容について、変更を予定（新型コロナウイルス感染症対策の拡大を防止する観点で既に変更したものを含む）しているため、下記のとおり変更内容について提出します。

記

（本学の法科大学院及び協定を締結した〇〇大学の連携法曹基礎課程の概要）

法科大学院を置く大学の名称	
法科大学院の名称	

法曹コースを置く大学の名称	
法曹コースを置く学部・学科の名称	

（法曹養成連携協定において定めた事項を変更する経緯等の概要）

※ 新型コロナウイルス感染症対策に係る変更の場合については、地域の状況や大学全体の対応状況など変更に至った経緯を記載してください。

--

(変更事項 1 : 協定の条項について)

協定の条項等が変更となる場合については、変更箇所、変更する理由などについて記載してください。

また、条項のどの部分が変わるのかが確認できる協定の新旧がわかる資料を提出してください（必ずしも新旧対照表である必要はありません。）。

(変更事項 2 : 別紙 1 乙の法曹コース・プログラムの教育課程編成の方針、乙の法曹コース・プログラムの教育課程)

(1) カリキュラム・ポリシー

カリキュラム・ポリシーを変更する場合は、変更箇所、変更する理由などについて記載してください。

また、どの部分が変わるのかが確認できるカリキュラム・ポリシーの新旧の資料を提出してください（必ずしも新旧対照表である必要はありません。）。

(2) 法曹コースの教育課程

法曹コースの教育課程を変更する場合は、別添様式 2 別紙 1「2. 乙の法曹コースの教育課程」のどの部分が変わるのかが確認できる新旧の資料を提出してください（必ずしも新旧対照表である必要はありません。）。

変更に係る部分の、シラバスの新旧の資料についても提出してください（必ずしも新旧対照表である必要はありません。片面印刷とし、目次と通し番号を付してください。）。

また、変更に係る部分について下記の連携法科大学院開設科目及び法曹コース開設科目の対応表を作成し提出してください。

連携法科大学院開設科目 及び法曹コース開設科目	変更箇所	変更後も協定の範囲内と 考える場合については その理由
(例) 連携法科大学院開設科目：刑法各論 (p.○) ----- 法曹コース開設科目：刑法Ⅱ (p.○) , 刑法実践 (p.○)	変更なし ----- 法科大学院の「刑法各論」第5回の授業で扱う秘密漏示罪について、「刑法実践」の第3回で取り扱う予定であったが省略。	刑法各論を理解し、「説明できる」という到達目標において不可欠な内容ではないと考えるため。
(例) 連携法科大学院開設科目：商法総則・商行為 (p.○) ----- 法曹コース開設科目：商法 (p.○)	変更なし ----- 法曹コースの「商法」第11回以降の授業で扱う予定であった手形小切手法について省略。	法科大学院においては、もともと手形小切手法については扱わない予定であったので、その範囲内で法曹コースの範囲を縮減した。

※ (p.○) 内にはシラバスの該当ページを記載してください。

(変更事項3：別紙2乙の法曹コース・プログラムにおける成績評価の基準)

乙の法曹コース・プログラムにおける成績評価の基準を変更する場合は、別添様式2別紙2のどの部分に変更になるのかが確認できる新旧の資料を提出してください（必ずしも新旧対照表である必要はありません。）。

また変更する理由などについて以下に記載してください。

<p>(想定される変更内容)</p> <p>○ 成績評価基準の対象科目を変更する場合など。</p>

(変更事項 4 : 別紙 3 乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度)

乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度を変更する場合は、別添様式 2 別紙 3 のどの部分に変更になるのかが確認できる新旧の資料を提出してください（必ずしも新旧対照表である必要はありません。）。

また変更する理由などについて以下に記載してください。

(想定される変更内容)

- 成績評価基準の対象科目を変更する場合など。

(変更事項 5 : 別紙 4 法曹コースを修了して甲の法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法)

法曹コースを修了して甲の法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法を変更する場合は、別添様式 2 別紙 4 のどの部分に変更になるのかが確認できる新旧の資料を提出してください（必ずしも新旧対照表である必要はありません。）。

また変更する理由などについて以下に記載してください。

(想定される変更内容)

- 合否判定の方法における、成績証明書の取扱いの変更など。

(全体を通して)

- 補足の資料を電子媒体で提出いただく際には、「変更事項 3」等をファイル名に付し、どの案件についての補足資料であるかわかるようにお願いします。
- 申請の内容によっては、追加の資料提出を依頼する場合がありますのでご承知おきください。
- 提出が難しい資料等があれば、事前に相談してください。

(本件連絡先)

事務担当者名		所属部署	
連絡先	(電話番号) (E-mail)		

以上

法科大学院におけるICT活用 を議論するにあたって (現行制度)

関連条文

○専門職大学院設置基準

(授業の方法等)

第8条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

2 大学院設置基準第15条において準用する**大学設置基準…第25条第2項**の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

○大学設置基準

(授業の方法)

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、**文部科学大臣が別に定めるところ**により、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

関連条文

- 大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件（平成13年文部科学省告示第51号）
【いわゆる「メディア告示」】

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合には、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

法科大学院におけるICT(情報通信技術)を活用した教育の在り方に関する検討結果<概要>

(法科大学院教育におけるICT(情報通信技術)の活用に関する調査研究協力者会議)

検討の目的

- 法曹養成制度改革推進会議決定*を踏まえ、地方在住者や有職社会人が法曹資格を取得するための途を確保
- 地理的制約を超えた法科大学院間連携による教育の質の向上や、実務家等のキャリアアップの機会の確保

(法曹養成制度改革の更なる推進について(平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定)(抄))

第3 法科大学院 2 具体的方策 (3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人に対するICT(情報通信技術)を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目的に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

課題

- いくつかの法科大学院において遠隔授業の実例はあるが、**関係法令や大学評価基準への適合性を気にするあまり、普及が進まないとの指摘**
- そのため、本検討会議において、**専門職大学院設置基準等の関係法令への適合性について、解釈を明確化する必要**

「教育効果要件」への適合性

○ 教育効果要件とは

「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」について、メディア授業の実施が可能
(専門職大学院設置基準第8条第2項)

○ 教育効果要件を充足するために配慮すべき要件

<授業時間内>

- ・ 同時かつ双方向・多方向によるやり取りが可能な環境の構築
- ・ 授業に対する受動性が強くないよう、討論・議論の機会の確保
- ・ 必要に応じて、補助教員を配置することが望ましい

<授業時間外>

- ・ ラーニング・マネジメント・システム(LMS)等の活用による教員への質問や、学生同士の議論・交流の機会の確保
- ・ 学修フォローや通信途絶への代替手段のため、必要に応じて、授業の録画配信を実施することも有効

<学修支援全般>

- ・ オフィスアワー等を活用して、学生・教員間でのコミュニケーション手段・機会を確保することが望ましい

その他

最低限必要となるシステム環境、メディア授業に合わせたFDの必要性、法科大学院認証評価との関係、地方大学の法学部や募集停止法科大学院の知的資産の有効活用の検討などについて言及

メディア告示への適合性

○ メディア告示とは

多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所において、授業を履修させることができる要件を規定したものと

<サテライト方式>

テレビ会議システム等を用いて、サテライトキャンパスや他大学などの大学施設内において、授業を受講する形態

- ⇒ 面接授業と類似の環境を整備することが可能であり、**法科大学院の授業において許容される**

<モバイル方式>

ノートパソコンやタブレット端末等の携帯可能な機器を用いて、授業を実施する教室等以外において、授業を受講する形態

- ⇒ 学生側の事情で通信環境に問題が生じる可能性があるため、**利用回数を制限し、面接授業又はサテライト方式による授業と併用**

<オンデマンド方式>

実施された授業を録画し、一定期間内に録画映像を視聴して授業を受講する形態

- ⇒ 授業時間外の学修ツールとしては推奨されるが、**法科大学院の授業において、本方式を用いて単位認定を行うことは望ましくない**

(参考) 通信課程について

根拠条文

	通学課程	通信課程
大学	学校教育法第85条 大学設置基準	学校教育法第86条 大学通信教育設置基準
短期大学	学校教育法第108条第7項 短期大学設置基準	学校教育法第108条第8項 短期大学通信教育設置基準
大学院	学校教育法第100条 大学院設置基準	学校教育法第101条 大学院設置基準第9章 〔通信教育を行う課程を置く大学院〕
専門職大学	学校教育法第85条 専門職大学設置基準	学校教育法第86条 (設置基準なし)
専門職短期大学	学校教育法第108条第7項 専門職短期大学設置基準	学校教育法第108条第8項 (設置基準なし)
専門職大学院	学校教育法第100条 専門職大学院設置基準	学校教育法第101条 専門職大学院設置基準第9条

法体系がそもそも異なることから、通学課程と通信課程は、主に

- ①授業の形態、②専任教員数、③校舎・校地の面で規定ぶりが異なる。

通信課程の分類

通信課程（併設制） … 基礎となる通学課程がある場合に、そこに併設する通信課程

通信課程（独立制） … 基礎となる通学課程はなく、独立して置く通信課程

(参考) 通信課程について

関連条文

- **専門職大学院設置基準**
第9条 専門職大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野に
関して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法
による通信教育を行うことができるものとする。この場合において、授業の方法・・・につい
ては、**大学通信教育設置基準・・・第3条中面接授業又はメディアを利用して行う授
業に関する部分・・・の規定を準用する。**
- **大学通信教育設置基準**
(授業の方法等)
第3条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこ
れにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その
他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）、**大学設
置基準第25条第1項の方法による授業（以下「面接授業」という。）若しくは同条
第2項の方法による授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）**のいずれか
により又はこれらの併用により行うものとする。